

平成18年第1回防府市議会定例会会議録(その4)

平成18年3月7日(火曜日)

議事日程

平成18年3月7日(火曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	行 重 延 昭 君	2番	原 田 洋 介 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	高 砂 朋 子 君
5番	斉 藤 旭 君	6番	横 田 和 雄 君
7番	弘 中 正 俊 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	山 本 久 江 君	10番	重 川 恭 年 君
11番	三 原 昭 治 君	12番	木 村 一 彦 君
13番	安 藤 二 郎 君	14番	平 田 豊 民 君
15番	田 中 敏 靖 君	16番	藤 野 文 彦 君
17番	山 根 祐 二 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	伊 藤 央 君	20番	松 村 学 君
21番	佐 鹿 博 敏 君	22番	大 村 崇 治 君
23番	河 村 龍 夫 君	24番	山 下 和 明 君
25番	馬 野 昭 彦 君	26番	深 田 慎 治 君
27番	山 田 如 仙 君	28番	中 司 実 君
29番	田 中 健 次 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、山本議員、10番、重川議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承願います。

これより質問に入ります。最初は19番、伊藤議員。

〔19番 伊藤 央君 登壇〕

19番（伊藤 央君） おはようございます。昨日、3月6日は啓蟄でございました。文字どおり、蟄虫戸を開く。土の中で冬ごもりしていた虫たちが春の到来を感じ、草木が

芽吹くと同時に、地上へはい出してくるという意味であります。冬の厳しい寒さを耐えた草木や虫たちの織りなす力強い生命の讃歌は、私のまちづくりへの意欲をかきたて、士気を鼓舞してくれるものであります。春の息吹を全身に感じながら、防府市が生まれ変わる息吹たらんと、改めて決意を強くしております。会派息吹、伊藤央でございます。本議会一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私は、昨年3月議会で一般質問を行った際、その冒頭で、昨年は日本列島を含め、世界各国を多くの災害が襲った1年でありましたということをお知らせしました。残念ながら、今回も同じことを申し上げなくてはなりません。

昨年3月には、福岡県西方沖を震源とする地震が発生し、とうとい生命が奪われるとともに、1,000名を超える負傷者、480戸を超える住宅が全半壊するという被害に見舞われました。また、7月からの梅雨前線による大雨によって、多くの被害が発生したほか、昨年末からは大雪により死者が出たことをはじめ、集落ごと孤立してしまう地域もあり、その被害状況は深刻なものであります。海外でも、パキスタン・イスラム共和国地震災害、ことしに入ってから、フィリピン南部で大規模な地滑りが発生するなど、多くの甚大な災害が起こっております。

こういった大きな災害が頻発する中、近年、安心・安全という言葉を目にする機会が多くなりました。現在、国会で審議されております平成18年度予算案の中でも安心・安全という言葉が多く見られ、総務省所管予算案の中では、国民の安心・安全の確保のため、消防防災基盤の整備推進に112億円が、国土交通省所管予算案では、防災、減災対策に1兆4,000億円以上が計上されており、内閣府では、国民の安全確保を平成18年度予算案重点事項としております。

先般行われました市長の施政方針演説によりますと、平成18年度予算編成に当たり、安心・安全なまちづくりに意を注いだとのことでありまして、地域安心安全情報システムの導入や自治会等における自主防災組織の育成、コミュニティFMやケーブルテレビを利用した防災情報の提供を引き続き行うなど、防災・減災への取り組みは、本市においても重要な課題であると認識されておるところであろうと存じますので、執行部におかれましては、明快な御回答をお願い申し上げます。

まず、消防団の現状について、お尋ねをいたします。

消防団は地域に密着し、また地域の結束力を固める存在であり、火災に限らず災害発生時にはその結束力をもって大きな力を発揮いたします。しかし、近年、団員の確保が困難になりつつあるということを目にするようになりました。先月お聞きした時点では、

408名の定数に対し388名の団員ということでありましたが、中には40名の定数に33名と、定数の82%程度の団員しか有さない分団もございました。市としては、この現状をどのようにとらえておられるのか、また、この現状に対し、何か対策を講じておられるのか、お尋ねをいたします。

また、分団の器庫についてであります。随分と老朽化の進んでいる施設があるということをお聞きし、私自身、数カ所を視察させていただきました。中でも、三田尻分団の器庫は昭和48年に建てられたもので、天井などはコンクリートがはがれ、鉄筋がむき出しになっている部分も数カ所ございました。

また、市内で最も古く、昭和44年に建てられました宮市分団の器庫は、施設の老朽化もさることながら、駐車場がないことで、団員の方々は随分と不便な思いを強いられているようであります。これでは、火災発生時に最も大事と言われる初期消火にも支障を来すことがあるのではないかと懸念されます。

また、小野分団の器庫においては、屋根などにひび割れが見られ、こういった器庫は早急に修繕が必要であると考えます。しかし、平成18年度予算案では、非常備消費費の中の修繕料が134万6,000円しか計上されておらず、もちろんこれは施設の修繕だけでなく、自動車や器具の修繕にも充てられるものでありますので、これでは十分な修繕は行えないのではないかと心配をしておるところであります。

また、先ほど挙げました宮市、三田尻両分団の器庫など老朽化の著しいもの、駐車場など設備に問題があるものについては、移転、建てかえ等の検討も必要ではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、自主防災組織について、お尋ねいたします。

大きな災害が発生した場合には、広範囲に、また同時に被害が多発するということが考えられ、自治体だけでは対応が追いつかないということも想定をされます。実際に、各地で起こった災害時には初期消火や避難誘導、被災者の救助などに地域住民が大きく貢献した例は数え切れません。地域の防災力の向上は大変重要な課題であり、本市においても自主防災組織の育成に熱心に取り組んでおられることと存じます。

そこで、現在、市内における自主防災組織の組織率はどのくらいになっているのか、お尋ねをいたします。あわせて、既に自主防災組織が結成されている自治会では、現在どのような取り組みがなされているのか、お教えてください。

また、災害発生時に、この自主防災組織は、行政、警察、消防、消防団、自衛隊などどのように連携し、救助活動や復旧活動を行っていくのか、お尋ねをいたします。

続いて、災害時要援護者の避難について、お尋ねをいたします。

2月15日の読売新聞に、県は災害の際、援護が必要な方をスムーズに避難誘導するためのマニュアルを各市町に策定してもらおうと、ガイドラインをまとめたとの記事が掲載されておりました。これに対し、防府市としてはどのように対応をしているのでしょうか、また、今後の方針についても、お尋ねをいたします。

高齢者や障害者以外に、幼い子どもたちも災害時には要援護者であると考えられます。時と場所を選ばず襲いかかってくるのが災害でございますが、子どもたちが学校にいる時間帯に災害が発生するということも十分考えられます。小・中学校などでは、災害発生時、児童・生徒の避難ルートの設定や対応マニュアルの作成などは行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

続いて、避難場所について御質問いたします。

国を挙げて安心・安全な国づくり、まちづくりに取り組む中、それらを脅かす問題が起きました。世間を騒がせております耐震強度偽装の問題であります。問題発覚以降、耐震性という言葉が盛んに使われるようになっておりますが、災害時の避難場所に指定されている施設の耐震性は、どのようになっているのでしょうか。

また、避難場所への誘導経路や施設の安全性などを含め、現在、避難場所として指定されている施設は適当なものであるのか、市としてはどのように把握されておられるのか、お尋ねをいたします。

小・中学校は基本的に避難場所として指定をされているようではありますが、災害発生時、例えば授業中などであった場合、教職員は避難所の運営などにかかわることになるのでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

最後に、昨年3月議会において、私は災害時のボランティアベースの設置やボランティアネットワークの構築、ボランティアコーディネーターの養成等について質問し、また、要望をいたしました。その際、これらについて関係機関とも協議し、研究をしていきたいという御回答をいただいております。その後、どのように協議、研究がなされたのか、また、今後の方針について何か検討がなされたのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、防災について大きく5点、お尋ねをいたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） それでは、防災についての御質問にお答えします。

私は、市長に就任して以来、市民の安心・安全を最重要課題として市政運営を行ってま

いりましたが、近年、全国的に豪雨や台風による大きな被害が発生し、昨年は県内でも錦川のはんらんによる被害が発生するなど、防災について今後さらに充実しなければならないと感じております。

御質問の自主防災組織についてでございますが、災害時において、被害を最小限に抑えるためには行政の力だけでは限界があり、地域の皆さんによる防災活動が重要になると考え、各自治会などへの出前講座も頻繁に行い、自主防災組織の組織率向上に努めてまいりました。その結果、防府市の自主防災組織率は、平成17年3月の15.6%から本年4月には25%になると見込んでおります。引き続き組織率の向上に向け、災害に強いまちづくりをしたいと考えております。

次に、既に組織された自主防災組織の防災活動の取り組み状況でございますが、地域ごとにそれぞれ地域の特性に基づいた取り組みをされています。一例として、住宅密集地の自治会では町内に消火器を設置され、初期消火の訓練を行い、防火に備えておられます。また、昨年の台風14号での避難勧告を契機に、町内の高潮ハザードマップを作成され、高潮の場合の避難の方法や災害時に支援の必要な人をだれが手助けして避難するかを決める等、それぞれ地域で災害に備えての取り組みをしておられます。市として、自主防災活動がさらに充実できるよう、今後とも支援、協力をしてまいりたいと考えております。

次に、災害時における行政等と自主防災組織の連携はどのように行われるのかでございますが、市と自主防災組織とは災害時には連携をとり、対応をいたします。具体的には市の災害対策本部が中心となり、警察、消防団、自治会長、民生委員と連携しながら、警報の伝達や避難の誘導などの防災活動を行っております。したがって、自主防災組織が直接警察等との連携をとっていただくことは想定しておりません。

次に、災害時要援護者の避難誘導に関するマニュアル策定についてお答えいたします。

県から本年2月に、災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドラインが送付され、この担当者説明会が本年3月に予定されております。私も災害時要援護者の支援マニュアルは必要であると考えますので、県の策定ガイドラインを参考に、18年度中に「防府市災害時要援護者の支援マニュアル」を作成し、災害時要援護者の支援をより一層充実させたいと考えております。

次に、避難施設の耐震性についてでございますが、市有施設の耐震診断を建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年以前に建設された施設について、平成15年度から平成18年度の間で行っているところでございます。この診断結果をもとに「耐震化基本計画」を策定し、市有施設の耐震化を進めていくことにしております。

また、避難所としては、年次的に改築を進めております小・中学校の屋内運動場及び建

てかえ予定の防府市体育館は、完成時には耐震性のある施設になり、大規模地震の際は避難所としても有効に活用できる施設として、市民の安心・安全につながるものと考えております。

次に、避難場所への誘導経路や施設の安全性などを含め、現在指定されている避難場所は適当なものなのかについてでございますが、現在、防府市地域防災計画で指定避難場所として市内に63カ所の避難所を指定しています。災害時には、防府市災害対策本部、水防本部を設置し、対象地域の状況や災害形態により適切な避難所を指定し、開設しております。

次の、「学校などが避難場所として指定されているところも多いが、避難所運営などに教職員もかかわるのか」についてでございますが、避難所については、事前にそれぞれの施設管理者の了解のもとに開設します。この避難所の管理運営は派遣される市職員が担当しますので、教職員に運営をお願いすることはありません。

続きまして、昨年3月議会で御質問のありました災害ボランティアに関するその後についてでございますが、ボランティアを要請しなければならない大規模災害の場合は、県の災害救助マニュアルに従い、県社協のボランティアセンターと災害ボランティア現地センターとが連携していくこととなるため、現在、県社協のボランティアセンターのマニュアルに沿った災害ボランティア現地センターの運営マニュアルの素案づくりに取り組んでいるところであります。作成後には、このマニュアルをもって関係機関と協議する中で、ボランティアベースの設置やボランティアネットワークの構築等について検討してまいりたいと考えております。

また、ボランティアコーディネーターの養成につきましては、毎年、社会福祉協議会の職員が県のボランティアセンターの主催によるボランティアコーディネーター研修会に参加し、コーディネーターとしての知識の習得や資質の向上に努めているところであります。今後はさらにボランティア団体等にも参加を働きかけ、コーディネーターの育成を図るなど、ボランティア活動の環境整備をしていきたいと思っております。

残余の御質問につきましては、教育長、消防長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、小・中学校での避難ルートの設定や災害時のマニュアルなどの作成についてお答えします。

各学校では、火災や自然災害の発生、不審者の侵入などの緊急事態に、児童・生徒の安全が確保できるよう、避難場所や避難経路、対応の手順、教職員の具体的な役割分担、校

内や関係機関、各家庭への連絡体制等を定めた危機管理マニュアルを作成しております。

防府市教育委員会では、各学校が実施する避難訓練において、防府警察署や防府消防署から受けた指導助言をもとに危機管理マニュアルを見直し、各学校の実情に、より適合するよう、その改善を指導しております。

加えて、平成18年2月に、山口県教育委員会が作成した「危機管理マニュアルの実効性高めるために」という冊子を各学校に配付し、効果的に活用するよう指導しているところでございます。

残余につきましては、消防長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） 消防団員の確保と現状に対する市の認識及び対策について、お答え申し上げます。

近年の災害が複雑、多様化、大規模化する中、消防団は、地域に密着した防災組織として、住民生活の安全・安心を確保する重要な役割を担っております。また、平成16年6月に成立した武力攻撃災害における国民の保護に関する業務が追加されたことにより、一層の重要度が増してきているものと認識しております。

一方、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、全国的に見ても団員数の減少、サラリーマン団員の増加等の課題にも直面しております。本市でも例外なく減少傾向であり、定数408人に対し、平成18年3月末で374人となり、34人の欠員となります。

そこで、地域防災体制の充実を図るため、住民の幅広い層から消防団に参加する人材を確保することが必要と考え、一昨年からは、従来の推薦方法から公募方法に切りかえ、男女を問わず募集を行っておりますが、応募が少ないのが現状であります。

今後については消防団の活動環境の整備、入団しやすい環境をつくり、また地域の実態に合った団員を確保するため、消防力の整備指針を踏まえた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、消防団器庫の老朽化に伴う今後の対応についてですが、地域防災の拠点施設である市内13消防団器庫のうち、最も老朽化の著しい昭和44年建築の宮市分団と昭和48年建築の三田尻分団器庫について、平成15年度から経年順に、順次改築整備をしていく計画にしておりましたが、器庫位置の選定につきましては、出動の際の安全性や分団員の招集時に対する駐車場の問題、災害活動終了時の資機材の整備や出動体制のより効率的な立地条件を考慮いたしますと、用地の確保が困難な状況であり、現状は計画延期となっております。しかしながら、今後については地域防災の重要拠点施設として、本計画の実現に向け、努力を行っていく所存であります。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 1番からの再質問でよろしいでしょうか。

議長（久保 玄爾君） はい、いいです。

19番（伊藤 央君） 今お答えいただきました消防団員の確保について再質問させていただきますが、男女を問わずということ、今おっしゃいましたわけでありまして、女性消防団員という方々の必要性も大変感じておるわけでありまして、例えば高齢者、障害者などの状況の把握のために、平時より女性の消防団員がこういった方々のお宅を訪問されているという自治体もあるように聞いております。

また、平時の火災予防の啓発という場面でも活躍の場があると思いますし、災害時において、例えば被災され、心細い思いをされていらっしゃる高齢者とか、また子どもたちへの対応といった面でも、その活躍が期待されると考えるわけですが、女性消防団員の募集、また確保について、どのようにお考えであるか、お聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） 今後の女性の消防団の加入については、女性消防団枠のみで募集を検討していくように考えております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 枠というのは、市全体での枠でしょうか、その分団に、例えば1名とか2名ずつといった枠組みでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） 女性消防団だけにかかわらず、消防団の加入の状況が大変厳しいということでございますが、国の方では、平成14年12月に新時代にふさわしい常備消防体制のあり方研究ということが行われまして、その中で、昨年1月26日に消防長の方から通知がございまして、今その困難に直面していることに対しまして、女性が参加しやすい活動環境、つまり、具体的には特定の活動のみに参加する団員の募集とか、一時休職できるような制度とか、そのような環境づくりに国の方が指針を示しております。そのようなことを踏まえて、当市でも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） ありがとうございます。

消防団員の身分というのは、特別職の非常勤職員の地方公務員ということになるわけですが、その報酬はもちろん十分なものとは言えないと思います。ボランティアとし

ての側面が強いことは御承知のとおりであります。少ない報酬で献身的に防災にかかわられるという消防団の存在は大変貴重なものでありますので、団員の方々がその力を十二分に発揮していただけますように、施設の整備また待遇なども含めて御検討いただくように要望いたして、この項を終わります。

続いて、自主防災組織についてお聞きいたしますけれども、先ほど防府市内の組織率についてお答えをいただきましたが、県内の組織率は50%程度であるということを知っております。全国的にも決して高いとは言えないという状況にあるようですが、この県の中でも、また防府市の組織率は低いようでありますので、一層の取り組みに力を入れていただきますよう要望いたします。

また、既に組織が結成されている自治会への取り組みでございますが、実際に、私が聞いたところによりますと、この自主防災組織は、単に、例えば連絡網の作成といったようなことに終わってしまっているという場所もあるようであります。もちろん、ただそれだけでも意味のあることではございますけれども、せっかく結成をされる組織でありますので有名無実化することのないよう、よりこの組織を防災力の高いものへ育成されるよう、市としても今後の指導を行っていく必要があると考えております。

また、これは提案でございますが、例えば地域の実態をよく把握されておられる消防団の分団長、OBの方に積極的に自主防災組織の中でリーダー的な役割を担っていただく、また、地域のコンビニエンスストアとかホームセンターまたガソリンスタンドなどにも協力を仰ぐなど、広い視野で防災について検討して、実効性の高い組織にさせていただくことを提案しておきます。

災害時要援護者の避難についてでございますけれども、学校でのことではあります。保護者への連絡ということが重要なことになってくると思います。しかしながら、災害時にはこういった電話、携帯電話を含めて不通になるということが大変多くあります。例えば、不通にならなくても、共働きの家庭などでは家に大人がだれもいないというような状況や、また、先ほどの電話の不通等で保護者に連絡が全くつかないといったような状況も考えられますけれども、このような場合について、シミュレートというのはされていらっしゃるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

各学校では危機管理マニュアルをつくっておりますけれども、その対象は火災あるいは自然発生の、特に地震、それから不審者の侵入等があるわけですが、特に危機感を感じるのは地震でございます。御指摘のとおり、電話の不通とか、あるいはその段階で家庭にだ

れもいっしょにやらないということがありますけれども、学校によっては複数の連絡体制を持っていて、学校から学級単位で連絡網を使いまして情報を流す場合と、それから地域にあります青少年健全育成の会長さんの方に一報を入れて、それから一気に流れるという方法をとっているところもあります。また、不在の場合には、学校が保護者と連絡がつくまで、学校でそのお子さんをお守りするというのが現状でないかと思っています。要は、児童・生徒の安心・安全ということを最優先に考えたときに、一番いい方法が何であるかをいつも模索しながら学校は対応していますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） ありがとうございます。

今おっしゃいましたように、避難ルートというのは災害の種類とか発生の状況によって変化するはずでありますし、あらゆる場面を想定して設定する必要がありますので、そういった取り組みをお願いしたいと思います。あと、状況に応じて臨機応変に、そして柔軟に対応するということが学校側にも求められると思いますので、早急な体制の整備というものを一層お願いしたいところであります。

続きまして、避難場所についてでありますけれども、先ほど耐震性ということをお聞きいたしました。今、検査を行っているということでもありますけれども、震災発生時に避難場所自体が倒壊したのでは困りますし、また、余震等で倒壊のおそれがあるという場所に、安心して避難をするということもできないわけであります。措置が必要な施設については、これも早急をお願いをしたいと存じます。

先ほどの避難場所の2点目、現在、指定してある避難場所が適当であるかということについてであります。平成12年、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法というものが国会で可決をされ、翌年平成13年4月に施行されました。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などを含めたソフト対策を推進しようとする法律であります。

実は、この法律に基づいて、私の住んでおります奈美地区がモデル地区として選ばれて、先般より土砂災害ハザードマップというものを作成しようと、地元住民などから実情または危険箇所等に関するヒアリングというものが行われました。奈美地区において避難場所に指定されているところというのは3カ所あるわけでございますが、小野中学校、小野公民館、小野小学校であります。しかし、このうち小野公民館については、土砂災害の警戒区域内にあります。また、小野小学校については、1メートルから2メートルの浸

水が想定される区域に位置をしております。御承知のとおり、土砂災害が発生する際には大雨というものが原因となることが多く、奈美地区においては土砂災害と浸水の被害ということが同時に発生するという事も想定されます。避難ルートの設定などソフト面を充実しようにも、避難すべき場所の安全が確保、保証されていないという状況でありますので、国においても、自治体においてもですが、財政難の折、どうも費用のかからないソフト面の整備に力を注ぐという傾向が見受けられるわけですが、必要に応じてはやはりハード面の整備というものも積極的に取り組む必要があると思っております。

例えばでございますが、前述の奈美地区においてですが、地区の中心に位置し、浸水の被害も土砂災害の被害もないであろうとされている場所がございます。それは旧小野小学校の跡地でございます。この旧小学校の校舎は既に解体されておりますので、現在更地の状態でありますので、例えば大雨の中避難するというには不適當かとは思いますが、この場所に避難可能な施設等が整備されれば、住民としても安心して生活ができると考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 避難場所の指定でございますけれども、その災害の形態によって避難場所は変わるわけでございます。例えばでございますが、昨年9月に台風14号がまいりまして、高潮が予想されたと。こういう場合、その地域でありました向島公民館あたりはいわゆる海拔の低い地域でありましたから、避難勧告をしましても、その指定されている避難場所を使わずに武道館の方を避難場所としたという経緯もあります。したがって、いわゆる台風なのか大雨なのか、あるいは土石流なのか、その時々に応じて、最も安全な場所といったものを指定していきたいというふうに考えております。

なお、自主避難の場合につきましては、まだそういう大規模災害等が予定されていない場合に自主的に避難される方がいらっしゃいますけれども、これにつきましては、原則として公民館をお願いいたしております。これは、いわゆる畳の間もあるし、給湯設備もあるといったところで、ゆっくり避難できるといったところで、自主的なところはそうしております。

それから、今お尋ねの小野小学校はどうかということですが、横田議員さんからそういう御指摘等々を受けて内部で検討はいたしておりますけれども、そういう何も無いところに云々ということになると、いわゆる大規模災害のときに想定できるのかなとも思います。したがって、大規模災害となりますと、そういった大きな広場ということになれば、また災害対策本部として、いわゆる簡易テントの搬入とかそういったことで、その次の大きな災害に対する対応策を講じていって安全な場所を確保すると、その一つの

候補として、小野小学校の校舎の跡地も有力な候補となるというように考えております。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） ありがとうございます。

いろんな状況に応じて避難の形態も変わるということでもありますけれども、大丈夫だろうとか、これとこれはあわせて起こらないであろうということでもなく、考え得る限りの最悪の事態を想定しておくということも必要ではないかと思っておりますので、御検討もよろしくお願いいたします。

3点目の、教職員も避難所運営にかかわるのかという点でございますけれども、先ほど教職員には運営をお願いしないということをお答えいただきましたけれども、例えば行政職員が派遣されない災害発生の初動期、または、地域が何らかの要因で孤立したという場合で、行政職員が避難所に到達できないというような状況において、学校に避難をしてこられた住民への対応はもちろん、例えば、避難所運営というものが軌道に乗るまで、教職員が避難所の管理・運営を担う必要があるのではないかと、私は考えるわけであります。

このような事態にも対応できるように、先ほど述べました学校における災害時マニュアルづくりというものも必要かと思えますし、また、教職員一人ひとりが非常時に人としてどのように行動するかという、いわば教職員の一人ひとりの人間力の向上というものを常日ごろより図っていくことが必要かと考えております。御検討をお願いいたします。

最後になりますが、「百年兵を養うは、一日にこれを用いんがため」という中国の古い言葉がございます。これは、軍備に関して使った言葉でありますけれども、これは、防災にも当てはまる言葉ではなかと、私は考えております。100年に一度起こるか起こらないかという災害のために予算をかけて防災体制を整備していくということは、もちろん大変なことでありますけれども、その起こってはならない、来てはならない1日のために、1日が来たときに初めてありがたみがわかるものであるわけですが、防災体制が整備されるということをやって、常日ごろ私たちが安心して暮らしていけるということも、また事実であります。

市長は年頭の市広報でも、「防府というのは防ぐ府である」ということを書かれておられました。また、直接何度かごあいさつの中でもお聞きしましたけれども、この安心・安全なまちづくりが最重要課題であるというお言葉が実際に防災の体制に生かされるよう、ぜひ、市民が安心・安全な生活を送るために、防災に対する今後一層の御努力をお願い申し上げます、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、19番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は13番、安藤議員。

〔13番 安藤 二郎君 登壇〕

13番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。地産地消について、質問をさせていただきます。

地産地消と申しましても、第一次産業であります農林水産業から、最近では人の地産地消ということまで言う人たちも出てまいりました。今回は、特に農業における地産地消について質問をいたします。

皆様もよく御存じの農民作家の山下惣一さん、佐賀県にお住まいですけれども、この人の著書の中で、昭和36年といいますから1961年に制定されました農業基本法によって選択的拡大、すなわちこれからはもうかる作物だけ選択して拡大していかなければだめだという指導が行われたと記されております。

「このため、多くの農家では、まず菜種をやめ、大豆を捨てた、麦もやめた、ゴマ、ソバ、小豆、すべてをやめて、菜の花畑に入り日薄れといった風景は見事に姿を消した。レンゲが消え、麦秋が消え、大豆畑が消えた。捨てられた作物は、たちまち輸入に取ってかわってしまった。これは、みずからの意思で選択的拡大を目指したつもりだったけれども、実は、政策的に一定方向に誘導されていたのである。

つまり、選択的拡大とは、将来的に工業製品の輸出の見返りにアメリカから輸入することになるであろう農産物の国内生産の放棄を意味したのであります。そのときから、この国は、食糧の自給路線と政策を捨てたのです。しかも、国内で生産してなお不足する分、生産できないもの、これを輸入しているのではありません。国内では農地は荒廃し、水田の3分の1も減反している中で輸入しているのであります。そしてさらに、食品関連産業で働く人の数は1,200万人にも達しまして、農業の衰退、輸入増、食の変化はまさしく新たな産業と雇用の創出に貢献したことになる。この国は、みずから汗して食をつくり出すのではなく、安いところから運んできて、それを移送したり、転がしたり、加工したり、調理したりして稼いで食っている国である」と嘆いておられます。

彼は、中学卒業からずっと50年間、農業一筋で生きてこられました。彼が言います。「私は50年間、農業をやりましたが、米をつくったのはたった50回です。50回しかありません」と言っております。1年に50回ではありません。50年で50回しか米をつくっていないと言っております。それだけ、自然との闘いとは厳しいものなのです。

さて、このようにして破壊されてしまった農業施策、ウサギ追いしかの山、コブナ釣りしかの川と歌った日本の美しい原風景を取り戻して、思いやりにあふれた日本人の心を取

り戻そうではありませんか。この思いこそが、農業において叫ばれております地産地消の原点です。多くの国民が、そして市民が、声を大にして地産地消を叫ぶときではないのでしょうか。

それでは、質問に移ります。

最初に、地産地消の取り組みに対する確固たる信念はあるかどうか。

食の安全あるいは自給率の向上、そういった観点から、地産地消は全国各地でいろんな切り口で、積極的な取り組みがなされております。当防府市においても、朝市あるいは農協での直販、あるいは料理教室での地元食材の活用といった取り組みがされておりますけれども、これらはすべて消費者サイドでの対応でしかありません。しかし、本腰を入れて地産地消に取り組もうとすれば、消費者もさることながら、肝心なことは、生産者がこれにどう対処するかということではないでしょうか。多くの主婦が買い物をするスーパー、量販店を見てください。どれだけ防府産の野菜が並んでいますか。多くの野菜は九州産です。九州で取れるものがどうして防府で取れないんですか。今こそ行政として、生産者が真剣に地産地消に取り組む、その環境づくりをしなくてはなりません。

そこで、現状を防府市として、地産地消に対してどのように理解し、どれほどの信念を持って取り組もうとされているのか、いささか疑問であります。そのお考えをお尋ねいたします。

2番目に、地産地消の協議会についてです。

昨年3月の一般質問において同様の質問をした折、協議会の立ち上げをしていくといった回答がありました。ところが、今回、その協議会を構成されると思われる団体の方々にはほとんどお会いして話を伺いました。すべてのところで、だれか積極的にイニシアチブを握る人がいないと前には進みませんということでした。一体、だれがリーダーとなって進めようとしているのでしょうか。その後の推移についてお尋ねをいたします。

3番目、大豆畑トラスト運動について、お尋ねをいたします。

これはもともと遺伝子組み換え食品 遺伝子組み換え食品というのは、一般的には新聞等ではGMとかGMOと略されておると思いますが、GMOというのは、ジェネティカリー・モディファイド・オーガニズムということですが、GMOフリーキャンペーンということで、市民みずから生産者とともに国産大豆をつくり自給率を上げていこうと、大豆自給運動が始まったのがきっかけです。それが、大豆畑トラスト運動です。市民が大豆生産地の一定区画にお金を出し、生産者とともに大豆をつくり、できた大豆を食べるという運動です。1口10坪で、4,000円程度です。有機大豆の生産を行い、産直経験のある産地、山形、福島、茨城、千葉、静岡、長野、愛知、広島、福岡などを中心に広がって

おりまして、ことしは既に全国54カ所に生産地が拡大いたしました。

山口県においても、玖珂町で生産地として登録され、この運動に参画しております。この運動は、学校給食に安全な地元産の大豆を原料にしたみそやしょうゆ、豆腐を取り入れる、さらには、農家以外の方たちが農業に対して積極的に参加して交流を深める、こうしたすばらしい活動なのです。

さて、全国的に展開されているこの運動に対して、当防府市においてはどのように評価し、積極的参入へのリードをされるつもりはないか、お尋ねをいたします。

次に、大項目の農業政策の今後の展望についてです。

さきに触れましたとおり、地産地消は食の安全、自給率向上を目指して、生産者主役の取り組みこそが肝要であることを述べました。ところで、近年、国では農業施策の一大転換として、農業の生産体制を変えていこうという取り組みを提示しております。それらについてお尋ねをいたします。

最初に、品目横断的経営安定対策という新たな経営安定施策についてであります。

従来、すべての農業者を対象に支援してきた補助金制度にメスを入れ、今後の日本の農業を背負って立つような意欲と能力のある担い手のために、新たな制度、品目横断的経営安定対策を平成19年度から導入されるようですけれども、農業は先ほども申したとおり、1年が勝負、平成19年度からとなりますと、既に早急な対応が迫られておりますけれども、このことについて概略の説明と、今後、防府市としてどのように対応していかれるのか、御説明ください。

次に、農業生産法人以外の法人の農業生産への参入についてです。

昨年、農業経営基盤促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等が改正され、担い手に対する農地の利用集積を加速化するとともに、リース特区の全国展開を実施するほか、増加傾向にある耕作放棄地の発生防止、解消を強化することとされました。このことについては、昨年、早い段階からその対応を求めてまいりましたけれども、依然としてこれらの制度の適用について、何らの発信もされておられません。

この中でうたわれている農業生産法人以外の法人の農業生産への参入は、農業にとってもほかのあらゆる業務分野にも波及し、産業振興、雇用創出といった点から意義あるものと思われましても、この事業の取り組みについて、その進捗状況とその後の計画についてお尋ねをいたします。

3番目、中学校給食に対する対応についてです。

地産地消を推進していく上で、格好の材料となるのが学校給食です。本年2学期から開始される本市の中学校給食こそ、地産地消を推進する上で、こんなにいい機会はありません。

ん。そこで、9月に向けてどのように取り組まれているのかについて、お尋ねをいたします。

まず1点、青果市場において、地場産農産物を全数確保できるかどうかということです。現在、防府市の青果市場で取り扱われております農産物のうち、いわゆる地場産農産物の割合はどの程度なのか、そしてさらにその中から、中学校給食で対象となるものの割合はどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

また、地場産農産物では対応できない品種、あるいは数量的に一般市場に影響を及ぼすであろうという品種についてはどのように対応されるのかについて、お尋ねをいたします。

2番目、調理業者の選定、あるいは食材仕入れの方法は周到であるかどうか。調理業者の選定、食材の仕入れ方法、納入業者の決定方法は、どのような手順で行われるのか、また、それらの給食開始までのタイムスケジュールについて、お尋ねをいたします。

また、安全でおいしいという品質を確実に確保するためにどのような体制がとられるのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 13番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず地産地消の取り組みへの確固たる信念についての御質問にお答えをいたします。

地産地消は地域で自発的に盛り上がりを見せてきた活動で、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、固定的、画一的なものではなく、柔軟性、多様性を持った地域の創意工夫を生かしたものとなる必要でございます。

地産地消は、もともと地域で生産されたものをその地域で消費するという言葉であります。単に地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域の消費者ニーズに即応した農業生産と生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結びつける取り組みであり、これにより消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係で、地域の農産物、食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ると位置づけております。

具体的な事業といたしましては、山口県、農業団体、消費者団体と連携しながら、生産者と消費者の交流活動、消費者が中心となり、地元農産物を利用する活動、地産地消の情報提供、学校における地元農産物の利用促進を推進しておりますが、今後、より一層連携強化を図り、地産地消の事業を展開していく所存でございます。

後ほど教育委員会から詳しく答弁いたしますが、この2学期からスタートする中学校給

食において、週5回完全米飯、それも防府産のお米を使うことを私は強く主張したところでありまして、できることから地産地消への取り組みを確固たる信念を持って取り組んでおりますことを付言させていただきます。

次に、地産地消協議会を立ち上げる予定についての御質問にお答えいたします。

現在、本市では、山口県、防府とくち農業協同組合、防府酪農農業協同組合等関係農業団体で構成する防府徳地地区農業改良普及協議会を設置しております。本協議会の主な事業の一つといたしまして、地元農産物の生産振興の支援、地元農産物の消費拡大の事業に取り組んでおります。

したがいまして、地元農産物の需要拡大を図るため、販売協力店の設置、福祉施設等での地元農産物の利用による大口需要先の拡大、一般消費者の農作業体験等の事業を行っているところでありまして、今後とも防府徳地地区農業改良普及協議会の中で、さらに協議を深め、地産地消の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、大豆畑トラスト運動についてお答えいたします。

大豆畑トラスト運動とは、市民みずから生産者とともに遺伝子組みかえを行っていない国産大豆をつくり、自給率を上げていこうとする運動でございます。具体的には、市民が生産地の一定区画にお金を出し、生産者とともに大豆をつくり、できた大豆を食べるという運動で、全国的には産地直送経験のある産地を中心に広がり、最近では全国54カ所に生産地があるように聞き及んでおります。市といたしましても、このようなユニークな情報等があれば、消費者団体や農協等に発信していきたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策についてお答えいたします。

日本の農業は、農業者数の減少と高齢化が進んでおりますが、WTOの農業交渉において、農産物の関税削減だけでなく、補助金の削減等々の国際ルールの強化が進み、大変厳しい状況になっております。国がこれまでのような、すべての農業者を一律に対象として個々の品目ごとに講じられてきました施策が見直され、平成19年度からは意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織、いわゆる担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換することとなり、第二の農地改革と称されております。

今後の新たな国の施策に対応するため、県と市及び関係機関が協力し、この施策の対象となりうる認定農業者と一定の条件を備える集落営農組織の育成と確保に取り組んでいるところでございます。

次に、農業生産法人以外の法人の参入についての御質問にお答えをいたします。

平成15年から規制改革の一つとして、構造改革特区で一般の株式会社やNPO法人など農業生産法人以外の法人であっても、農地を借りて農業経営が可能となりました。平成

17年9月1日には、遊休農地や耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、農業経営基盤強化促進法が一部改正施行され、特区方式の全国展開として、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を実施区域として、農業生産法人以外の法人であって一定の要件を満たす者に農地を貸し付ける事業が創設されました。これに伴い、市は実施区域など法定法人貸付事業に関する事項を策定し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中に規定することになります。この実施区域などの策定について、農業委員会は遊休農地の所在や認定農業者に対する利用集積、認定農業者や地域・集落の意向を十分踏まえて意見を述べることになります。

したがって、実施区域を決めるに当たっては、農業委員会において、現在、事務局から委員会に候補区域を提案しており、他地域についても地域の意見や意向を踏まえての検討調査を地区担当の農業委員にお願いしているところでございます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 中学校給食開始に対する対応についてお答えをいたします。

1点目の地場産農産物で全数確保できるのかとの御質問にお答えをいたします。

平成18年度第2学期から実施を予定しております中学校給食は、1日に約3,500食、年間約180日、延べでおよそ63万食を調理いたします。使用する食材は、野菜が97トン、果実24トン、魚介類が10トン、肉類24トン、米70トンを想定しております。野菜に関しましては、大根、ナスビ、小松菜、ホウレンソウなど約70品目を使用いたします。米につきましては、数量並びに価格が安定しておりますので、全量を市内産で賄うことといたしております。

野菜の仕入れは、基本的に青果市場を通したものを加工することとしておりまして、70品目のうち、ミョウガ、シメジ、ニンジンなど約20品目は地場生産量や青果市場での取扱量も少ない現状から、一部は県内、県外産に頼らざるを得ないと考えております。また、ホウレンソウ、ナスビ、大根などの50品目程度は、中学校給食での使用量を上回る出荷がございますが、学校給食は限られた食材費の中で運営していること、及び野菜はその時々为天候により作柄が変動することなど不安定な要因もありますので、価格面や供給面を考慮しながら、できる限り地産地消に努めてまいりたいと考えております。

なお、給食の献立づくりに当たっては、季節に合ったしゅんの野菜を使うなど、地場産野菜の消費に努めてまいりたいと思います。ちなみに平成16年度に青果市場で取り扱った野菜は5,960トン、そのうち地場産は34.2%の2,038トンでございました。

2点目の調理業者の選定、食材の仕入れの方法、納入業者の決定方法についてお答えを

いたします。

調理業務の民間委託に当たりましては、「学校給食の趣旨を十分理解し、学校給食の円滑な実施に協力できること」、「調理業務の衛生・安全が確保できること」、「経営状況が安定していること」などが条件として挙げられます。調理業者の選定につきましては、これらの条件が審査できる方法で行いたいと考えております。なお、給食開始を18年度の2学期から予定しておりますので、4月早々にも選定作業に入り、5月中を目途に調理業者を決定したいと考えております。

次に、食材の仕入れや納入業者の決定方法につきましては、必要な食材を安定的かつ効率的に加工するため、野菜、豆腐、卵など、分野別に業者登録をお願いし、1カ月を単位として、これら業者の入札により実施したいと考えております。なお、業者の登録につきましては、5月ごろ、市広報などを通じて公募したいと考えております。

最後に、安全でおいしいという品質を確実に確保するための体制につきましては、防府市学校給食センターへの食材の納入時に栄養士が立ち会い、食材の製造年月日、数量、品質、鮮度、包装状態、食材の温度、異物混入、賞味期限など確認し、検査することにしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） それでは、順を追いまして質問させていただきます。

最初の、確固たる信念はあるのかということで、市長さんから確固たる信念を持つておると力説されましたので、信頼をいたしたいというふうに思っておりますが、ちょっと一例を申し上げますと、実は県が主催するひとづくり塾という講座に参加しました。同僚議員の御紹介で参加させていただきました。その席で、長野県の小布施という人口1万2,000人の町からやってきたセーラ・カミングスというすばらしい女性にお会いすることができました。3日間の講座を受けて、そして懇親会までやりましたけれども、私はその本を買って、彼女にサインをしてもらいました。サインは日本語で「知行合一」と書いてくれました。すばらしい人ですけれども、この人に、地産地消に対してどう思うかと聞きました。そしたら何と言ったか。「まじめに考えている人はいません。口先で一生懸命やりますという人はいますけれども、それだけです。その例が、私は田んぼを自分でつくるから貸してくれと言ったら、お前はアメリカ人じゃないか、何だかんだと言って、半年間も延ばされて、やっと借りることができました。そんなことでまじめに地産地消を考えているんでしょうかね」という回答でした。私はそこでがっかりしました。やっぱり、言っていることだけじゃなくて、実際に行動に移すことが大切であるなど、今、市長の答

弁を聞きましてつくづくと感じました。しっかりと実行に移していただきたいという要望をいたしたいと思います。

それから、2番目の徳地との協議会ということですが、これは具体的にリーダーというのはどなたなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、御質問のありました普及協議会でございますが、防府市の市長が会長として任を務めております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） はい、それでは、ますます頑張ってくださいというふうな、これも支援をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

その次に、大豆畑トラスト運動について、これはいろいろと検討していきたいというふうな御回答でしたけれども、これに関連しまして、実はもう一つ、一つの案と申しますか、一つの具体的なことについて触れてみたい。それは、菜種の循環システムについてということでございます。

この菜種の循環システムというのは、一番最初は滋賀県の環境生活協同組合から始まった菜の花プロジェクトということが始まりです。実は、先ほど申しました長野県でも積極的な取り組みを見せております。典型的な日本の風景である菜の花畑が消えて、何年になるかわかりませんが、昭和32年に全国で26万ヘクタールつくられていた菜種が、平成2年ではたった1,000ヘクタールということで、現在、輸入は年間20万トンといたしますから、自給率、実に0.2%ということに至っている。これは、実は輸入した方が安いんでそういうことになるんですけども、実は発想を変えていかなきゃいけない。食用油の原料としてではなくて、菜の花を栽培して、総合的な価値を評価する、そういう時代じゃないかなというふうに思います。

そのためには、まず、花が咲く前に漬け物に加工する、花を鑑賞する、これは見事な花でして、観光資源になります。それから、ミツバチが飼えてハチミツがとれる。それから、生産者みずから食べる油がとれる。最後に大事なことは、天ぷら油などに使用した後に回収しまして、ディーゼル車の燃料に使う、これが今、非常にユニークな資源環境プロジェクトとして、全国規模のネットワークが広がっております。油用種子としての菜種は、これは既に商売にならないわけですけども、菜の花というのは、菜の花を復活するということであるならば、基本的に風景というのは輸入ができないんです。風景は輸入ができません。

実は、先日、私のこの一般質問を知ってか知らずか知りませんが、某ローカル紙が、

3月1日、上右田にこんなに美しい菜の花畑がありますという写真掲載をされました。実は、私、この原稿はずっと前に書いていたんですけれども、私の方がびっくりしました。早速、その現地に視察に行きました。宮村さんという大工さんがやっておられます。合計8反、菜の花を植えていらっしゃる。8反と申しますと2,400坪ですから、これはもう美しさ、壮観なものです。

さらに私は初めて見るんですけれども、びっくりしたのは、菜の花の一つ一つの花に、大体1匹ずつミツバチがとまっているんですね。それで蜜を一生懸命あさっている。そして、後ろに行きまして、ミツバチの箱も見せていただきました。見事なものでした。宮村さんいわく、新聞のおかげで随分と訪ねてくる人も増えてまいりましたと、非常にうれしそうに語っておられました。大事なことは、何といたしても、多くの人たちがこういう日本の原風景を求めているんだということ、私はつくづく感じた次第です。

宮村さんに花が終わったらどうされるんですかと聞きましたところ、これは、倒して田んぼに戻して、米の肥やしにします。私は化学肥料は一切使わず、これが肥料ですということで、取れるだけの米を取っておりますということでした。私は、頭の下がる思いをいたしました。帰りには、とてもおいしい自家製のハチミツをいただいてまいりました。

さて、私は昨年来、市内の遊休地の活用をどうするかという話をずっとしてまいりました。また、国衙跡地は、防府市民に対して、あるいは防府市に対して何をもたらしたのかという質問を続けてまいりました。何年、あの姿のまま置いていたか。ここで貴重な提案をさせていただきます。約6ヘクタールある国衙跡地に菜種を植えようじゃありませんか。見事な花畑が出現します。まさに、観光客の目を引くこと間違いありません。平安時代の国衙のお役人たちも、よくぞ活用してくれたと大喜びをしてくれるのではないのでしょうか。それにつけ加えるならば、さらに、防府駅をおりた途端、駅北、駅南のあの遊休地に菜の花があれば、国衙跡地への誘導に、最高の演出となるじゃありませんか。頑張りましょう。

そしてさらに、さきの一般質問で問題提起しました、西浦干拓地、あの耕作放棄地、何と17ヘクタールあるんです。これを全部菜の花にしようじゃありませんか。そうすれば、防府は菜の花のまちに移り変わる。そして、菜の花循環サイクルで、見事な、環境に優しいまちができて上がります。

そういった意味で、今の国衙跡地の菜の花栽培への利用について、いかに、その可能性について1件お尋ねと、西浦干拓の活用あるいは駅前土地の活用について、これはどう思われるか、御返事をいただきたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今、御提案をいただきました菜の花畑で国衙の遺跡の跡地

を活用してはということでございますけれども、教育委員会といたしましては、当然、この土地は文化庁並びに県の補助を受けた土地で、整備をいたしております。そのような観点からいたしますと、少しそのあたりの転用といいますか、そういう使い方は難しいのかなと。あるいは文化財保護法等にもそういう同じような規定もございますので、ちょっと困難であろうというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 後ろの方が全然聞こえなかったので、もう1回、ちょっとはっきりと。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれ補助金を受けて、文化庁並びに県の方の補助金を受けながら整備を進めてまいりました国衙遺跡でございます。それと、文化財保護法にもそういう現状の変更等については文化庁長官等の許可を要するというので、現実運用としては、そういう変更等は難しいというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 今の御回答を得まして、私は安心しました。これならやれるなど。要するに意欲の問題です。意欲があればできる。何も、これは法によって禁止されているものでも何でもなし。ひとつぜひ、何とか頑張ってくださいたい。私は一生懸命頑張りますので、よろしく願います。

それから、次の件。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 国衙跡地に続きまして、西浦干拓地を菜の花畑へどうかという御質問でございますが、西浦の干拓地につきましては、まだまだ農業を行う農業の生産地、耕作地としての希望を捨てておりません。したがって、後の、先ほどの御質問の中にありましたように、西浦の干拓地がいわゆる農業の放棄地あるいは荒廃地等々の農業委員会の方での一つの判断が下るとするならば、それはそれでまたほかの転用というふうな形にもなりましようし、また他の法人が参入されましての農耕地としての活用ということになるかと思っておりますけれども、現状の中でいきなり菜の花を植えてということには、なかなか地権者との関係もありますし、農業振興地域ということもありますし、かなり難しい問題ではないだろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） これも、安心いたしました。決して難しい問題ではありません。そして、難しい問題をやるのが市役所職員の仕事でございます。易しいことはだれでもできます。難しい問題を解決するのは、皆さんの務めでございます。しかも、その辺で、農業の従事者が、あれはまだ農業として使えるんだと言ったら、そんなことはできないというちゃんとそぶりを見せていただきました。恐らくそうだろうなと思います。ですから、私は期待をいたしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、農業政策の件ですけれども、品目横断的安定対策について概括的な話がありましたけれども、もうちょっと詳しく、面積とかいわゆる集約営農がどういうふうな形でやられるのか、それからその品種ですね、扱われる品種はどういうものなのか、その辺について、お聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 品目横断的経営安定対策でございますけれども、先ほど市長が答弁しましたように、まさに第二の農地改革と言われている、大きな農政の転換政策でございます。

今、委員御質問の件でございますけれども、一口で担い手、担い手農家、担い手農業者と言いますけれども、要件がございます。1つには、この担い手農業者につきましては、1人が4ヘクタール以上の耕作地を持ちながら農業を展開していくということになりますし、先ほどのお話にもありましたように、集落を組織化して、やがては法人化していくことになるわけですけれども、そういった団体で、組織で対応する場合は、20ヘクタール以上の農耕地を管理また生産地として活用していくこととなります。

今この対策も、まさに緒についたばかりでございます。といたしながらも、先ほど御質問にありましたように、平成19年からはこれが動いていくという形の中で、今市としましても農協とまさに二人三脚といいますか、そういった連携をとりながら、こういった品目横断に対応できるべく集落の組織化というふうな形に向けながら、鋭意努力しているのが今の実情でございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 非常に概括的な話しかされませんが、個別経営におきましては、都府県ですと4ヘクタール以上、北海道で20ヘクタール以上の認定農業者、これが対象になります。集約営農におきましては、20ヘクタール以上の特定農業団体、またはこれと同様の要件を満たす組織、これが対象になりますよということのはっきりうたわれております。

それから、これは恐らく私の推測ですけれども、品種につきましては、麦、大豆、米、

こういった トウモロコシも入るかもしれませんが、その程度だろうと思われます。米についていいますと、稲作所得基盤確保対策、麦については麦作経営安定資金、大豆については大豆交付金、これが、これまではすべての農家に補助されておりましたけれども、今後は今言ったように、ある面積以上の認定農業者、集落営農でないと受けられなくなりますよということです。これは、極めて、いわゆる非担い手農家にとっては厳しい条件になるというふうに思います。

これは、今の回答では質問してもしようがないですけれども、これらの対策をしっかりと立てられて、19年度から始まるわけですから、ぜひ、きちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。特に、きちんとした情報開示と適正なリード、これが必要ではないかというふうに思われます。

それから次に、生産法人のことですけれども、これは予定でありますと今年度、平成18年1月に県から基本方針が出されまして、3月末、今月末には市としての基本構想を立ち上げて、どこそこにこういう耕作放棄地がありますよと、したがって、皆さん参入してくださいということを公示する、それだけの予定になっております。今それがどういうふうな、どこら辺まで進んでいるのか、ちょっとお尋ねをしたい。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問でございますけれども、県の方のこの法改正に伴います方針は、2月時点で示されております。それを受けるような形の中で、先ほど市長が答弁申しましたように、この耕作放棄地あるいは荒廃地を実施区域にするのかしないのかということは、農業委員会の方で取り扱うこととなります。したがって、まだまだ具体的に、ここの地域を実施区域に指定しますよとか、あそこの地域を指定しますよということにはなっておりませんけれども、先ほど市長が答弁申上げましたように、農業委員会の方で、そういった、荒廃地なのか、いやこれは単に一時的に耕作を休止している、そういった農地なのか、その辺も含めながら、今調査が行われている段階でございますので、そういった調査結果がまとまりましたら、市の方の構想の中に実施区域等々を含みましての盛り込みが図られてくると、そういったスケジュールになってきますので、まだちょっと具体的にどういうふうになりましたよということが、今の時点ではちょっと申し上げられないということでございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 構想の中に盛り込むと言われましたけれども、そうすると、構想は既にでき上がっているわけですか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の構想の件でございますけれども、フルネームで言いますと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というんですけれども、これは現在、農政をあずかっております私ども市の方で、この構想は持っております。

これは、基本的には5年ごとに見直しをかけているわけでございますけれども、今回の法改正も伴いまして、今の耕作放棄地等々の問題も発生しましたので、先ほどの農業委員会の荒廃地であるか否かのそういった調査を待つ中で、そういった調査結果がまとまってくれば、随時、この基本構想の中に盛り込んでいくと、そういった事務の流れになってきます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 今、どの程度候補地が上がっているのか、わかれば。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 現時点では、具体的に候補地がどこということろまでは、まだ申し上げられる段階ではございません。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 実は今、まちに住んでいる人たちが農業に対して非常に関心が高くなっている状況にあります。今後、団塊世代の第二の人生に対する受け皿として、農業は格好の事業ではないかというふうに思っております。

他都市に先んじて、農業生産者以外の法人の参入を早急に進めて、こうした団塊世代が第二の人生へスムーズに入り込めるような体制づくりをぜひつくっておくべきではないかと、私は思います。

そしてまた、幸いにして防府市には農業大学校があります。この農業大学校を活用すれば、第二の人生を農業で送ろうという人たちのために、防府市が非常に条件のいい土地柄になるのではないかとというふうに私は思っております。そういう意味で、今、部長さんが言われましたけれども、早期に着手されることを強く望んでいきたいというふうに思っております。

では、次に移ります。中学校の給食に関する件ですが、私はちょっと耳が悪いものから早口で細かい数字のことを言われると全くわからんですけれども、一つだけわかったのは、青果市場の地場産農産物を全種確保できるかどうかという話で、その中で、いろいろありますが、その品目の中には地場産では高いものがあると。だからどうしても安いものを入れるようになる可能性があるよというような発言があったと思われませんが、その点はそういうことなんでしょうか。そう解釈してよろしいでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれの野菜の品目につきましては、その月に応じて、当然出荷量、いろいろ変動がございます。そのときに応じて、また値段も変わってくるわけでございます。そういった面で、答弁で申し上げましたのは、できる限り地産地消で地場産のものを使いたいということによっておりますけれども、当然、給食費等のこともございますので、県外産を使わざるを得ない品目も出てくると、こういうことでございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 仮に、保護者の方にアンケートでもとられたらいいと思うんですよ。給食費がそんなに上がっても、どこから来たかわからないものを食べさせられるよりも地元で取れたものの方がいいですよという答えが必ず返ってきます。ですから、単純に価格だけでそういったものをしますよと、できるだけ努力をするのではなくて、もう中学校の給食に入れるものは全部地元で賄いますと、そのぐらいの意気込みを持って対処していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、調理業者の選定の件ですけれども、これは具体的に指名競争入札にされるのか、それとも一般公募にされるのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほど答弁いたしましたように、公募ということで市広報等に掲載をして、募集をかけたいと思っております。

当然、一般の公募であるかどうかということですが、こちらの方でいろいろ一般公募等も考えておりますけれども、対応できる業者さんについては、いろいろと市内の方もかなり実績等もございますので、その方が多いのかなというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ちょっとよくわかりませんが、要するに市内で、一般公募ということはどこからでも応募できるということですね。それで、市内がというのがちょっとよくわかりませんが、どういう意味ですか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 一般公募にするということを進めていきますけれども、実態としては、市内の業者さんの方が、かなり募集としては多いであろうというふうに思っているということでございます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ちょっと耳が悪いので……。かなり何て言われたんですか、市内はかなり何て。非常に微妙なところなんですよ。市内の業者を使うのか、それとも市外からも業者が入れるのかというのは、大事なところなんですよ。その辺、きちっと言っ

てください。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 37 分 開議

議長（久保 玄爾君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 大変御無礼をいたしました。

調理についてということで、私、ちょっと食材といろいろと話がこんがらがってしましまして、大変申しわけないと思っております。

調理につきましては、一応 5 月中旬までに業者の選定ということでございますけれども、それぞれ価格面等においていろいろ、だけではということで、プロポーザル方式というのできのうもお答えをいたしましたけれども、これにつきましては、それぞれ指名競争入札という形が一番ふさわしいのではないかとということで、今、検討いたしております。

議長（久保 玄爾君） 13 番。

13 番（安藤 二郎君） はい、わかりました。

そうすると、プロポーザルということは、指名競争ではありませんので、今、あなたが言われたのは矛盾していますので、どっちなのか。また、時間がないのでもうやめますけれども、恐らく指名競争だろうというふうに思います。

それから、1つ確認ですけれども、食材の仕入れというのは市がやるわけですか、それとも業者ですか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 食材の注文そのものは教育委員会が行いますけれども、仕入れそのものは業者の方で行っていただきます。

議長（久保 玄爾君） 13 番。

13 番（安藤 二郎君） 注文と仕入れが別と言われたのでちょっとよくわからないんですけども、要するに仕入れは市でやるという認識でよろしいですね。

それでは、最後にちょっと要望しておきますけれども、昨年来、山口県において人口減少に歯どめがかからないというふうな話がありまして、各自治体とも、山口県の定住についての対策が騒がれているはずでございます。各自治体は、定住のための具体的な対策、これに着手しなきゃいけないということです。

本日、農業に関する地産地消について質問いたしましたけれども、この中で紹介しました大豆畑トラスト運動、菜種循環システム開発、生産法人以外の法人の参画、学校給食の

積極的参入、これらは定住促進に向けて多くの方策が、その中にいろいろなものが含まれておるということをよく認識されて、さきにも申しましたけれども、団塊世代の第二の人生の受け皿として、あらゆる職種の雇用機会の増進にと、多くのプログラムを組む必要があるのではないかとこのように思います。

行政改革も大切なことですが、市民みんなが将来に向けて夢を語ることに、これが元気のもとではないかと思えます。ぜひ、そういった取り組みを積極的にされることをお願いしまして、質問を終わりたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、13番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、2番、原田議員。

〔2番 原田 洋介君 登壇〕

2番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。お昼前ではございますが、少しのお時間、おつき合いいただきたく存じます。

通告させていただいたとおり、1点のみ、校庭の芝生化について質問をさせていただきます。簡潔明瞭、前向きな御答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

昨年未からことし1月にかけて行われました全国高等学校サッカー選手権大会におきまして、山口県代表として出場した多々良学園高校サッカー部の活躍が私たち防府市民に元気と感動を与えてくれたことは、記憶に新しいところでございます。そして、本年は、4年に一度のサッカーの祭典、ワールドカップが開催される年でもあります。ドイツ大会の開幕まで、あと94日となりました。日本代表は3大会連続の出場、前回2002年、日韓共同開催のときには見事予選を突破し、ベスト16入りを果たしました。今大会予選リーグのグループFの組み合わせは、ブラジル、クロアチアなど強豪ぞろいですが、何とか決勝トーナメントに勝ち上がってほしいと願っております国民は私だけではないはずでございます。

サッカーは、全世界で最も愛されているスポーツと言われております。1993年5月15日、日本国内初のプロサッカーリーグJリーグが開幕いたしました。Jリーグの発足から13年、全国各地でこのJリーグを目指す地域密着型のクラブが立ち上がり、市民、行政、企業が一体となってサッカーの競技力の底上げと地域活性化に取り組んでおられます。山口県でも、先月20日、県サッカー協会が中心となって山口県出身選手を中心とし、10年以内にJリーグを目指すチームを発足させることが発表されました。山口県を愛する者として、このチームのスタートが楽しみでなりません。

日本人初のプロサッカー選手、ドイツのブンデスリーガで活躍した奥寺泰彦氏は、ヨー

ロッパと日本のサッカー環境の違いに驚いたということをよくおっしゃられます。その環境とは、ヨーロッパではそこらあたりに1年中、緑の芝生の広場があることが当たり前だということです。

日本サッカーとヨーロッパサッカーの決定的な違いは、ゴールキーパーの違いとも言われております。ヨーロッパの選手の多くは、子どものころから芝生の上で練習をします。芝生がクッションとなるため、思い切ったセービングの技術が身につきます。一方、この日本では、一部に恵まれた環境のところもございますが、芝生のグラウンドとは縁遠く、ほとんどの子どもたちが土のグラウンドで、体中にすり傷をつくりながら、練習をしていかなければなりません。このような環境下では、けがを恐れ、萎縮してしまい、変に受け身をとってしまうくせがついてしまいます。これは、サッカーのみならず、ラグビーや、私もいまだ競技を続けさせていただいておりますアメリカンフットボールにおいても言えることでございます。

さて現在、文部科学省は、野外教育環境整備事業の一環として、平成9年度より校庭芝生化への補助を行い、芝生の整備を推進しているところでございます。Jリーグが平成8年に発表したJリーグ100年構想においても、校庭や公園など身近なところに芝生広場をつくっていくことを応援しております。

昨年、平成17年5月の文部科学省の調査によりますと、グラウンド面積のうち300平方メートル以上芝生化している公立学校は全国で1,291校、全体の約3.5%に当たります。都道府県別で、最もこの芝生整備率が高いのは鹿児島県で、整備されている公立校は実に215校、率にして22.5%にも及びます。山口県では2校のみ、県全体の0.2%にしかすぎません。

校庭を芝生化することのメリットとして、いろいろ考えられることがあります。まず、芝生の感触や色、においに触れ、野外で遊ぶ楽しさを体全体で覚える心身への影響が考えられます。そして、緑の面をより多く有することで、地表温度の低下、酸素の供給と二酸化炭素の排出抑制にもつながり、ヒートアイランドの緩和となります。

また、子どもたちがみずから芝生を維持管理することで、育てる喜びと維持管理することの大切さ、難しさを学ぶこともできます。子どもたちだけではありません。芝生広場を使った行事などで、地域コミュニティのさらなる強化につながることも考えられます。

こういったメリットも考えられることから、防府市でもぜひ校庭の芝生化を推進していただきたいと考えておりますが、教育委員会の見解をお伺いしたいと存じます。

以上1点、壇上より質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 小学校の校庭を芝生化することについての御質問にお答えいたします。

現在、市内の小・中学校の校庭で芝生を植えておりますのは、牟礼南小学校の中庭の約300平方メートルでございます。これは、平成15年度に学校の校庭の芝生化を図るため、社団法人山口県造園建設業協会が県内の3小学校で試験的に実施したケースの一つでございます。

議員御指摘のように、校庭の芝生化の効用はいろいろとあると思いますが、学校からの声として3つほどいただいておりますが、1つは、芝生の表面はやわらかく、草のにおいや草いきれも感じられ、自然の感触をもたらすこと。2つ目に、子どもたちの校庭での活動を活発にさせ、児童の体力向上につながること。3つ目に、児童にとって、芝生が成長することで植物の世界や自然のありさまに少しでも関心を持つなど、自然教育の場となっていること等々を耳にしております。

しかしながら、雑草の繁茂を防ぐための除草、芝生の成長のための施肥や刈り込み、散水など維持管理については、現在も業者の御好意により管理いただいておりますが、相当な人力と経費を要するということもあわせ、お聞きしております。

したがいまして、御提案の小学校校庭の芝生化につきましては、その児童にもたらす効果と、維持管理双方を考察しながら、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） ありがとうございます。

現在、防府市内では、それぞれモデル地区に指定され、整備されております牟礼南小学校で芝生の校庭というものがございます。そして、教育長が今おっしゃられたように、そういった多くのメリットというものも感じていらっしゃるということでございます。

もちろん、デメリットというものも多くかかることとは思うんですが、まず、緑の芝生の広がっている景色というものを想像していただきたいと思います。こういった自然の景色を見て、何でこんなところにこんな緑があるのかということで腹を立てられる方というのは少ないように思っております。

人間はいろいろストレスとかたまると、山に登ったり森に入ったり、ときにはゴルフ場に行ったりして、緑に触れてストレス解消等しております。人間というものは、本能的に緑の中で生活すると落ちつくということが言われております。緑の中では近くに食べ物があるということで、安心するのだというふうに言われております。例に漏れず、私も食べ

物が近くにあると心が安らぎます。

生理人類学の権威、佐藤方彦教授は、人と自然の関係について、人間の生理機能は脳も神経系も筋肉も感覚系もすべて自然環境のもとで進化をし、自然環境用につくられていると言われております。確かに、霊長類が誕生してから6,000万年、そして人となつてから500万年の間、現在に至るまで99%以上は自然の中で暮らしてきました。

そして、独立行政法人森林総合研究所、宮崎良文氏の研究では、きれいな花を見たり緑に触れたり、果物のにおいをかぐなど、そういった自然に触れることによって、個人差というものがあるようですが、血圧が低下したり、ストレスホルモンの濃度が低下するという成果が発表されております。

昨今、青少年による凶悪な犯罪等も問題になっておりますけれども、こういった自然、緑との因果関係も少なからずあるものと、私は思っております。やはり身近に学校の中、目の届く範囲に緑があるということで、学校で勉強する子どもたちの心、精神状態というものも安らいで、穏やかな、そういった学校生活を送れるのじゃないかというふうに思っております。

確かに、デメリット等も先ほど教育長も言われましたけれども、そこに地域の方々が参加したりとか、そして子どもたちがみずから草引きをしたり、そういったことで自分たちの学校、おらが学校の芝生というものに愛着を持って進め、そこで、学校で活動しているという事例もたくさん聞いておりますし、現に私もいろいろな地方の方の事例を取り寄せて、お話を伺いして、そこで子どもたちも一緒に掃除をしながら、地域の方々と休みの日などに草刈りをして自分たちの芝生を一生懸命育てているという話もお聞きしたりいたします。経費等もかかるかもしれませんが、文部科学省も積極的に推進されているということでございますし、それにはかえられない効果というものも期待できると思っております。

ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いいたしまして、短い時間ではございますが、以上で終わらせていただきます。お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番、原田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。通告に従いまして、大きく3点、質問をします。

最初に、福祉行政についてお伺いいたします。

公共施設や最近建設された店舗などには、身障者用の駐車スペースが設置されています。この駐車スペースは高齢者や身障者、特に車いす利用者が車の乗りおりが少しでも楽にできるようドアを全開にしても隣の車に接触しないように、あるいは車いすが通過できるように、一般の駐車場に比べ幅を広くとってあります。入り口に近いことよりも広さが必要なのです。利用実態はどうでしょうか。どう見ても高齢者や身障者でない人たちが利用しているのをよく見ます。せっかく設置した施設も本当に利用したい人たちが利用できなければ福祉行政は十分とは言えません。このような異常な実態をどのように認識されているのかお伺いいたします。

今年度、一部の小学校で児童数が予想を超えて増加したため、留守家庭児童学級に入れない児童が出ました。本来なら3年生まで享受できるサービスが突然だめになった保護者は、その対応に苦慮したと聞いております。突然の通達で対応できなかった保護者は我が家に一人で留守番をしている子どもが心配であったことは想像にかたくないと思います。

市は急遽、補正予算を組んで、増築している学校もありますが、来年度以降が気になります。市内全小学校の来年度以降の見通しについて聞かせてください。

次に、教育行政に関してお伺いいたします。

2月17日、滋賀県長浜市で幼稚園児2人が殺害される痛ましい事件がありました。容疑者は何と同級生の母親とのことで、教育関係者並びに社会に大きな衝撃を与えました。通告していませんので、この件についてはこれ以上触れませんが、子どもの治安対策に新たな視点での対策が求められる事件でした。

通告に従い、児童・生徒の登下校時の安全対策についてお伺いいたします。

市教委は平成16年9月ごろに児童・生徒全員に防犯ブザーを支給し、携帯を義務づけました。実施してから18カ月が経過しましたが、利用実態、携帯率、故障等についてこの事業の実績報告をしてください。

奨学金貸付基金の運用状況を見ると、平成16年度決算では貸付金が858万円となっています。毎年20人が利用できる制度にしてはいかにも少ない貸付金額であり、この制度は十分に機能してないと推察しますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、ごみの受け入れ体制の改善についてお伺いいたします。

不燃ごみをクリーンセンターに持ち込んだ市民がクリーンセンターの手際の悪さに憤慨し、改善を求めて私に相談がありました。私も数年前に相談者と全く同じ思いをしました。ごみの受け取り作業の流れが悪い、特に、重量計に乗る車の流れは最低と言わざるを得ません。市民の目線に立った行政改革をすると常々市長は言っておられますが、不燃ごみに限らず、ごみのクリーンセンターでの受け入れ体制は市民の目線に立っておりません。現施設の改善は焼却施設の老朽化もあって、むだな投資となり、難しいと思いますが、近い将来に更新する予定の新施設では作業の流れの研究をしてほしいと思います。腹案があれば聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 8番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、高齢者や障害者の駐車場の利用についての御質問にお答えいたします。

まず、私も高齢者や障害者が利用される、いわゆる車いす使用者用駐車場を健常者が利用している光景をよく見かけますが、議員御指摘のとおり、車いす使用者用駐車場はその施設の利用を必要とする高齢者や障害者等のために整備されたものでありますので、本来の目的のために有効に活用できなければ意味がありません。車いす使用者用駐車場については表示もしてありますし、そこに駐車する健常者は当然わかった上で利用しているもので、まさに自分本位な行動であり、大変遺憾に思っております。

この件に限らず、近年いろいろな場面でモラルの低下が叫ばれており、モラルの向上を図るための取り組みの必要性を痛感いたしておりますが、非常に難しい課題でありまして、家庭や学校等における教育の重要性を改めて感じているところでございます。

今後、車いす使用者用駐車場につきましては、専用駐車場である旨の明示方法等を検討し、その利便性をより高めるように努めてまいりたいと考えております。

次に、留守家庭児童学級についてお答えいたします。

御質問の保育を希望しても定員を理由に入れない児童がいるのではないかとこのことでございますが、平成18年度につきましては、1月中に保育申請の受け付けを行い、華城校区を除く14校区は待機児童は生じておりません。また、平成17年度に定員を大幅に超過したため1年生のみの保育となりました華城校区につきましては、教室の新築により定員を倍増いたしましたので、他校区と同様に待機児童は生じておりません。今後も校区児童数や利用希望者数の推移などをしっかり見守りながら、取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育次長、生活環境部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。駐車場について要望をしたいと思えます。

アメリカへ出張しますと注意される交通ルールが幾つかあります。その一つが、身障者用の駐車スペースには絶対とめない。もし、違反したら罰金がすごい。日本では現行犯逮捕が原則ですが、アメリカではそれを見た市民が警察に通報すると現行犯でなくても逮捕される。逮捕されると当然裁判になる。裁判が長引いて長期間アメリカに滞在するようになりますよと、こういったおどしの教育を受けます。真偽のほどはわかりませんが、滞在中は私は教えを守りました。今も日本でも守っております。私がアメリカに滞在した期間は延べ3カ月程度ですが、この間、このルールを違反している光景は見たことはありません。入り口付近の駐車場は満車でも身障者用の駐車スペース、これは空車の状態がほとんどです。アメリカ人の交通弱者への思いやりはすばらしいものがあると思えます。なぜ日本人はできないのでしょうか。

ハートビル法、それを受けて制定された各自治体の福祉のまちづくり条例、これが施行されて高齢者や身障者が利用しやすい施設、いわゆるバリアフリーの施設が設置されるようになりました。大変結構なことですが、せっかく設置された施設も心にバリアを残している人たちがいる限り、本当のバリアフリーの社会にはなりません。東横インが世間から厳しい非難を受けました。当然のことです。しかし、非難した人たちの中にこの駐車スペースを利用した健常者がいないのでしょうか。もしいたなら、東横インの社長と何ら変わらない、倫理観の欠如した人間です。こうした人間を少なくするには小さいときからの道德教育の強化、これがいわば漢方薬です。特效薬として、法律や条例で規制する、少なくともどちらか、できれば両方を実践することが必要だと考えます。

では、その役割を担うのはだれか。私は、先ほど市長の答弁もありましたけども、家庭と教育行政を含めた行政だと思います。確かに国レベルの問題だと思います。しかし、国からの指示待ちでなく、本市が知恵を出し、本当のバリアフリーのまちづくりを構築しようではありませんか。それが地方分権ではないのでしょうか。行政のトップにおられる方々の心に響かんことを願い、この件は終わります。

それから、留守家庭児童学級、これについては了解しました。

議長（久保 玄爾君） それでは、続いて教育行政について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） まず、児童・生徒の登下校の安全対策についての御質問にお答えをいたします。

平成16年7月にA社製の防犯ブザーを市内の各小・中学校を通じて約1万300人の全児童・生徒へ支給をいたしました。また、平成17年4月にはB社製の防犯ブザーを約1,060人の小学校新1年生へ支給しております。平成16年7月に防犯ブザーを支給して約1年6カ月の期間が経過しましたので、平成18年2月の月上旬に各学校へアンケート調査を実施し、児童・生徒の防犯ブザー携帯の割合及び学校での指導状況などの検証をいたしました。

調査の結果で申し上げますと、月曜日から金曜日までの間、防犯ブザーを常時携帯している児童・生徒の割合は小学生で約63.5%、人数にして約4,160人、中学生で約31.5%、人数にして約1,070人となっております。また、全児童・生徒へ支給した防犯ブザーのうち、故障及び電池切れの状態で使用不可能なブザーの個数は、小学生で約1,040個、割合にして約15.8%、中学生で約720個、割合にして約21.3%となっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長、奨学金貸付基金の運用について答弁してください。

教育次長（和田 康夫君） 続きまして、奨学金貸付基金の運用についてお答えをいたします。

本市の奨学金は、経済的な理由のため就学が困難である者で修業2年以上の大学、短大、専修学校の専門課程の学生を対象に貸し付けを行っております。貸付期間は大学等の在学期間になりますが、御指摘をいただいた平成16年度の貸付額858万円につきましては、平成13年度以降に採用した40人の奨学生のうち、短大等で貸し付けを終了した13人を除く27人に行ったものであり、仮に40人がすべて4年制の大学であれば1,440万円の貸し付けとなります。

いずれにいたしましても、防府市での奨学金制度の利用が少ないことは否めませんが、防府市の制度以外の内容も近年多様化しており、以前に比べると利用条件も改善されております。例えば、旧日本育英会、現在の日本学生支援機構が運営している有利子の第2種奨学金の場合、平成10年には貸与枠が増え、申し込み資格、学力の区分、家庭の年収、所得の上限等が緩和され、連帯保証人についても保証料を支払うことの選択をすることもできるようになっております。

また、奨学金制度には学校、公益法人などさまざまな運営主体がありますが、少子化の中、学生の誘致策として大学などが独自の奨学金や返済のない給付奨学金制度を設けている例もあり、学生支援機構以外の制度では6割の方が返済の必要のない奨学金を受けているとの報道もなされております。

このことに起因しているとの断定はできませんが、本市では平成9年度に18人、平成10年度に募集枠上限の20人を採用しておりましたが、平成11年度以降では88名の申請者のうち22名の方が他の制度の利用により辞退されるなど、ここ過去5年間の平均では約10人の採用となっています。

このような状況の中、貸し付けを目的として設置している奨学金貸付基金ですので、その趣旨にのっとり制度の周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） では、防犯ブザーの方から再質問させていただきます。

世の中、大多数は善人ですが、ごくわずかな悪人のために世の中が乱れ、特に、児童・生徒の登下校時の安全が脅かされているのは残念のきわみであり、このような質問をしなければならぬことに強い憤りを覚えるものでございます。

さて、携帯率が小学校で63.5%、故障が小学校で15.8%、中学校で21.3%、これびっくりいたしました。言うまでもありませんが、こと安全に関することなので不携帯や故障は絶対にあってはならないことだと思います。保護者が購入して子どもに持たすのであれば、それは保護者の責任ですが、市教委が購入し、児童・生徒に支給している以上はその責任は市教委にあります。この責任の重大さを認識しなくてはならないと思いますけども、どのように認識されているのかお答え願います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 教育委員会といたしまして、この防犯ブザーに対しましての認識ということでございますけれども、この防犯ブザーを支給する際にはそれぞれ全小学校・中学校校長さんを通じまして、それぞれ子どもさんの成長段階等もございまして、それぞれに応じた形での防犯ブザーの管理の仕方、あるいは使用方法、そういったようなものの指導をするように学校長を通じまして指導をいたしておりますし、それから、また学期ごとに防犯ブザーの整備状況、あるいはその作動についての確認をするように指導をいたしております。

また、電池の消耗とか、あるいは紛失、破損などにつきましては、あるいは防犯ブザーがなくなったというようなことになりましたら、一応保護者の方で責任を持って負担をしていただきたいというふうに指導もいたしておるところでございます。お願いもいたしておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） この認識が私は随分甘いように思います。繰り返しになります

が、市教委が購入して児童・生徒に支給しております。不携帯や故障は絶対にはあってはならないことだと思います。鉛筆などの文房具を支給するのとはわけが違います。先ほどの故障率20%前後、この品質について予測どおりでしょうか。それとも遺憾に思っておられるのか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 一応、この防犯ブザーを購入する際には、それぞれメーカーさんの方にそのあたりの説明も受けております。例えば、A社製の場合には3年から5年、B社製の場合には5年ではないかというふうに伺っております。こうした一つの耐用年数ということも考えながら、教育委員会としてもそのあたりのことで、また、3年から3年ということをめどに対応を考えてまいりたいと思っております。

8番（藤本 和久君） すみません、数字が聞こえなかった。

議長（久保 玄爾君） 教育次長、もう一度答弁をお願いします。

教育次長（和田 康夫君） A社製の防犯ブザーにつきましては3年から5年でございます。それから、B社製の防犯ブザーで5年と聞いております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 少し突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

まず、機種を選定についてお伺いいたします。先ほどA社が3年から5年、B社が5年と言われましたけども、機種を選定に当たって9年間使用してもらうということで始めたんだろうと思うんですね。電池は仕方ないとしても。そうすると、保証期間は少なくとも9年、これは製造メーカーは3年から5年、あるいはB社は5年と言ったんですが、これは保証期間でしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 防犯ブザーのメーカーにつきましては、保証書付きでなくてもその製品が売れるというふうに思っております。したがって、製造メーカーさんからその保証なり、改めての確認はいたしておりません。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 平成16年に1万600個を購入されております。これ、単価にしますと192円です。いかにも安いと思います。もちろん金額で製品の品質を云々できませんが、この単価の商品では9年の保証は難しいと思います。この事業のスタートに当たってどういうふうに思われたのかわかりませんが、少なくとも9年もたず機種にすべきであろうと。それでなかったら、5年なら5年後にどうするかというのがあって

しかるべきではなかったかなというふうに思います。

製造メーカーでは各種の信頼試験、例えば、温度、湿度、粉じん、衝撃、こういったものの耐久性の試験をやっておるはずですけども、このデータの提示はあったのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほどお答えした答えと重なるかもしれませんが、製造メーカーの方ではそういう保証書付きの製品ではなくても販売もできる程度のものであるというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 防犯ブザー支給事業、これを始めたからには確たる基準のもとで機種選定をされたと思うんですけども、どうも明確な答えがないように思います。

次にいきます。受け入れ検収。平成16年に1万600個、平成17年に1,200個購入されていますが、どのような受け入れ検収をされたのか、お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 防犯ブザーの受け入れ検収につきまして、教育委員会そのものが検収をいたしてはおりませんが、防犯ブザーを各学校に配布いたしました折に、児童・生徒自身にその検査を兼ねまして、あるいはその児童・生徒自身に体験をさせるというようなことの意味合いもありますけれども、そういった形で検収をいたしております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） くだいようですけど、すみません。では、その児童・生徒が試しをされたら。そのときの故障率は幾らですか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 故障率でございますけれども、1万600個配りましたうち、約200個であったかと思っております。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 第1回目で約200個も故障する。これは異常事態ですよ。こういった物を持たせていいかどうかという判断は、その当時だれが判断されたんですか。これでよいとされたのは。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 防犯ブザーの購入に当たりましては、入札等も実施いたしました。それぞれ機種の選定等につきましては、アラームの音量とか、あるいは通常で使

用したときの耐用年数、電池寿命と、あるいはそういったようなことを勘案して入札ということで行ったわけでございます。先ほどの検収で200個出たということでございますけれども、当然そのときにすぐに取りかえもいたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 私がその立場におったら、200個も故障したらこのメーカーのやつはもうだめだと。もう1回入札し直して、本当にいい物を私だったら配っております。過去になりますので、次の質問に移ります。

3点ほど質問させていただきます。これ、電池は特殊で、一般の電気屋では販売してないと聞いていますが、これ、事実でしょうか。

2点目ですが、防府市以外の小・中学校に通学している児童・生徒には支給してないと聞きますが、これは事実でしょうか。

それから、3点目ですが、故障した防犯ブザーの交換は保護者が行っていると聞いていますが、事実でしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） まず、1点目の電池は電気屋で販売していないのかということでございますけれども、御指摘のとおりでございます。先ほど答弁の中でA社製、B社製と言いましたけれども、A社製の防犯ブザーの電池は100円ショップで販売をいたしております。それから、B社製の防犯ブザーの電池につきましては、防府市の方で購入する際に1セットが150円以内で購入することができるようにということを条件にいたしまして購入をいたしております。

それから、防府市以外の小・中学校に通学している児童・生徒には支給していないのかということでございますが、そのとおりでございます。

それから、故障した防犯ブザーの交換でございますけれども、保護者の方で行っております。防犯ブザーを支給した時点で学校で電池の消耗、あるいは消失、破損などがありました場合にはすぐ取りかえておりますけれども、その後、児童の方で取りかえなければならなくなった場合には保護者の方で負担をしていただいております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 防府市以外の小・中学校に通学している児童・生徒へは支給してないと。この保護者は市民税を納めているわけですから平等に支給すべきだと思います。これは要望しておきます。

それから、防犯ブザーの交換は保護者が行っているということでしたけれども、自分の取

り扱いが悪いために起きた故障、これは保護者の責任、当然のことだと思います。しかし、メーカーの品質不良、これによる故障を、それを保護者にお願いするのはこれはいかななものかと思うんですね。これについての認識はどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、防犯ブザーの支給に当たりましては、その児童・生徒を通じて全品検収をいたしております。当然その時点においてはすぐにでも、それはあくまでそのメーカーの責任ということで交換をいたしておりますが、支給した後のことにつきましてはそれぞれ保護者の方で対応せざるを得ないというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） どうも認識が甘いような気がいたします。市長は平成18年度の施政方針演説で防犯ブザーの支給を継続するというふうに述べられました。新入学児童に支給したら後は故障しようが不携帯だろうが市教委はお構いなしと、こういうふうに私には聞こえるんですけども。

市長にお伺いしますけども、今の教育次長の答弁と市長の思いとは同じですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 防犯ブザーの支給事業につきましては、年度の途中でございましたが、その重要性を本議会で指摘を受けて、補正を組んで実施した記憶がございます。すなわち、その必要性、その重要性というものを私は深く認識をしておればこそ、そういう対応をしたわけでございますし、現実、私も議員と同じように答弁書を最初に読んだときには、実はその数値につきましては驚いた次第でございます。

小学生で携帯している人が60数%、中学生に至っては30%前後というような状態であること。そして、故障の率も、あるいは電池切れをもって故障とする場合もあるのかなと思ったり、いろんな思いがしておるわけでございますけども、今後やはり、特に小学生にはしっかりしたものを持ってもらう。そして、必ず携帯してもらう。そして、同時に故障というか電池が切れていくような事態には速やかに対応を、これは父兄も含めてでございましょうが、一緒に考えていくということをお早急にしていかなければならないのではないかと。すなわち、3年に1回新しい物を渡していくような形を考えることも必要なのではないかと。あるいは、中学生にはもう携帯をなさいと言ってもなかなか携帯しない年齢にも入っているんで、中学生にまで範囲を拡大することはやめて、小学生だけに集中的にしっかり管理をしていくということも一つの方法ではないかというふうなぐあいに、私の意見もいろいろ市教委の方には述べているところでございます。

この防犯ブザーの携帯を徹底し、さらにより充実したものとしていくための方策をいろいろ指示しておるところでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 最後に要望をしておきたいと思います。

2月27日の日本教育新聞にGPS機能を備えた防犯ブザーの記事が載っております。「みっけ！GPS」と称する商品を今週からサービスを開始するという記事です。110デシベルの防犯ブザーを押すと、GPS専用端末に連動し、登録された電話に通報される。また、居場所も検索できるシステムです。もちろんこのシステムを利用するには、利用料金はかさみ、その負担は保護者にかかると思いますが、当てにならない防犯ブザーを携帯させる現行の制度よりは随分ましだと思います。

私は決して高機能防犯ブザーを支給しろと言っているのではありません。むしろ、市教委が支給するのではなく保護者の判断にゆだねるべきだと思っております。児童・生徒の治安対策に万全はありませんが、最後に行き着くところは人を守るのは人でしかないということだと思います。

各地で子ども見まわり隊が活躍されていますが、本当に素晴らしいことだと思います。この活動をさらに加速させることが大事だと思います。そのためには、保護者がその地域の家庭を1戸1戸訪問し、見まわり隊への参加をお願いする必要があるように思います。そのしかけをするのが市教委の役割だと私は思います。

以上、要望してこの件は終わりました、次に奨学金について質問をさせていただきます。

本題に入る前に、防府市奨学資金貸付条例の根幹にかかわる質問をしたいと思います。第3条に奨学生の資格を規定しております。第1項第3号「学業成績が優秀で、性行が善良な者であること」、同じく第4項「健康かつ意思堅固で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な者であること」、こう書いてあります。

私はこの条文を読んで愕然としました。高校時代の成績、健康等を評価するのだと思いますが、学業成績優秀、健康かつ意思堅固、明確な基準ではないにしてもこの条文はいかなものかと思います。学業成績が悪い者は大学へ行きたくても行かないでいい、行くなと言っとるんでしょうか。健康でない者は大学に行きたくても行けないのでしょうか。明らかに私は差別だと思います。ほとんどの自治体の条例がこのようになっているとは思いますが、このような条文は削除して、大学等に入学できたらこの奨学資金貸付条例を受けられる条文に整備すべきだと思いますが、市教委の御見解をお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 条例の3条の件でございます。条例にはそういうふうに記載もいたしております。これについても先ほど少し議員さんも言われましたけれども、一つの努力的なものといえますか、一応この実際の運用につきましてはその決定に当たりまして応募者申請に基づいて審査をいたしておりますけれども、今の成績5段階評価などの合計点数などによつての序列はいたしてはおりません。

それから、進学校名、あるいは家族構成、世帯の収入状況、借り受け希望の理由を明らかに明示していただいて審査の参考にしておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 実態はそういうふうになっていると思います。それは結構ですけども。条文として差別と思うか思わないか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 奨学金の制度そのものは、この防府市だけではございません。さまざまな制度がございますけれども、どこの奨学金にも、私、全部確認はいたしておりませんが、大体こういったような形である程度の目標的なものを書き込んでおろうかと思ひます。差別ではないというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） では、次の質問に入ります。

先ほどの答弁で数字が上がったんですけども、もう一度、ダブったら申しわけないんですが、教えていただきたいと思ひます。平成16年度に奨学金の貸し付けを受けた学生は、先ほどでは27人に聞こえたんですけども、何人でしょうか。そのうち、平成16年度新たに奨学金の貸し付けを受けた学生は何人でしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 平成16年度に奨学金を受けた採用者になりますけど、11名でございます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 毎年20人を限度に貸し付けを行う制度にしては随分少ない利用者と思ひます。奨学金の必要な家庭が少なくなっているなら結構ですけども、そうではないと思ひます。なぜ利用しないのか。これは一言で言えば、他の奨学金貸付制度に比べて魅力がないからだと思ひます。防府市奨学資金貸付条例に関して3点質問をしたいと思ひますので、御見解をお伺ひします。

1点目ですが、貸付金額は毎月2万円、定住促進奨学金が1万円、これを加えても3万

円。金利負担がないので魅力はありますが、経済的な理由で就学が困難な者への貸付金額にしてはいかにも少ないと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、条例で他の奨学金の貸し付けを受けない者であること。要はダブルでは受けられないということですね。先ほど指摘しましたように貸付金額が少ないので金利負担は若干あっても高額な貸付金額の制度を利用する学生が多いと思います。この条文は削除して、他の奨学金貸付制度との併用も可とすべきではないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

3点目ですが、施行規則で誓約書に連帯保証人2名の連署を規定し、さらに連帯保証人の市税等の納税証明書の添付を義務づけています。これではいかにも借りる側にとっては連帯保証人の確保が難しいと思います。一昔前は、連帯保証人の確保もそう難しくなかったと思います。しかし、最近はサラ金とかヤミ金融、これらの進出で連帯保証人には絶対なるなど、こういう教育を子どもは受けておるし、そういう教育をしております。したがって、連帯保証人の確保が非常に難しくなっております。

最近、先ほど答弁でもありましたけども、保証協会なるものがあります。連帯保証人、または多少の金利負担はあるにしても保証協会、どちらでも選択できる規定に直すべきではないかなというように考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） まず、毎月2万円、定住で1万円という貸付金について少ないのではないかとございますが、いずれにしても幾ら借りられるのか、それぞれ保護者、学生さんともどもがいろいろ検討されることであって、ほかにもさまざまな制度がございます。そういった意味で、この市が掲げております制度の、当然、返還ということも頭に入れながら、それぞれ保護者が考えられることではないかと思っております。防府市の教育委員会といたしましては、この制度の中で借りていただきたいと、この金額で借りていただきたいというふうに思っております。

それから、2番目のほかの奨学金と重ねて借りられるようにしてはどうかということですが、1点目でお答えいたしました、やはりその借りたお金を返すということに対してのこともございます。あるいは、奨学金の制度そのものをできるだけたくさんの人にも借りてほしいという意味合いもありまして、ほかの奨学金と重複はできないという規定を設けております。この制度につきましては、ほかの制度も、さっき言いましたけれども、さまざまな制度の中でも重複等はできないという規定を設けておるようでございます。いずれにしても、お金を返すことに対しての御本人の借金といえますか、借りる状況

で判断をしていただきたいというふうに思っております。

それから、誓約書に2名の保証人ということでございますけれども、連帯保証人という形でそれぞれお二人に名前を出していただいておりますけれども、実態の方は1名は多分ほとんどの方が親といいますか保護者の方になっておられるだろうと思います。あと残りの1名の方につきましても、御本人の方で何とかそのあたりを同意いただいた上で提出していただくようお願いをいたしておりますし、今後ともこの奨学金制度にはこのことはやむを得ない話かなというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 何ら変わらないという答弁でしたけれども、その保証協会なるものが、選択にしたら選べるわけですよね。それはなぜやろうとしないのですか。その点をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今の保証協会という制度そのものは、例えば、先進的な事例としまして、先ほど言いましたけれども、日本学生支援機構、元の育英会でございますけれども、その方では保証料を取って、期間保証といいますか、そういった形で運用をいたしております。

なお、防府市の場合も、あるいは他市の場合もまだまだそういったような制度への対応というものがなかなか難しいのかなと、まだ余り研究いたしておりませんけれども、今後ともそのあたりについてはまた研究も重ねていきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、ごみ処理について、生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、ごみの受け入れ体制の改善についての御質問にお答えをいたします。

クリーンセンターへのごみ搬入時の混雑改善につきましては、たしか平成17年の9月議会だったと思っておりますけれども、一般質問におきまして、資源ごみについて市民各自がそれぞれ計量しなくてもよい方法がとれないだろうかという御提案をいただき、早速部内で検討をし、資源ごみ集積場所を新たに確保いたしました。この方法を取り入れることにより、各自が計量する行程を省略し、分別された資源ごみごとに一括計量する方法が可能となり、市民の方の作業時間を短縮し、少しではございますけれども混雑の解消を図ったところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現在クリーンセンターの計量所は焼却場入り口と破碎処理場入り口にそれぞれ1カ所設置してございまして、搬入量集計のため、搬入時と退出時の2回、同じ計量機により計量しております。そのため、曜日や時間帯によっては

市民の皆様には御不便をおかけしておりますことは承知いたしております。

混雑緩和のための新計量機設置につきましては、議員仰せのとおり困難でございますけれども、現在、新施設建設に向けて廃棄物処理施設建設協議会で協議を重ねており、その中で動線部分も含めまして、市民の皆様が使いやすい施設となるよう検討してまいりたいと存じております。

市民の皆様には御不便をおかけいたしますが、今しばらくお待ちいただきたく、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 4 点ほど要望をしたいと思います。

まず、可燃ごみの持ち込みですけれども、可燃ごみの減量化は緊急かつ重要な課題だと思います。私は、さきの一般質問でゼロウェイスト政策を力説しました。ごみゼロは究極の目標であります。それに一步でも近づける努力を私たち市民がやらなければなりません。そのためには、多少の痛みは覚悟しなければならないというふうに思っております。可燃ごみの持ち込みは原則として受け入れない、市の回収ルートに乗せたらどうかというふうに思います。

それから、2 点目ですが、不燃ごみの持ち込み、先ほどの御答弁、これを了としますので、よろしく願いいたします。

それから、資源ごみの持ち込み、先ほどの御答弁で了といたしたいと思いますが、いま一步突っ込んだ対応を私はしていただきたいなというふうに思います。

例えば、磯野さん、これは敷地内に資源ごみの回収ステーションを設けられております。しかも道路を隔てて2カ所あります。どちらから行っても入りやすいようになっております。無料で、しかも24時間持ち込みが可能となっております。住民にとっては本当にありがたいことです。このような24時間持ち込みのできる施設があればいいなというふうに思います。

それから、4 点目、リユースごみの回収。ごみ問題の解決はよく3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルの推進です。この中でリユース、再利用については防府市の施策は随分おこなわれていると思います。今までも同僚議員から提案がありましたけれども、ぜひともリサイクルプラザ、これをつくっていただきたいというふうに思います。

以上、4 点、私の思いを述べさせていただきました。環境基本計画の策定も進んでいると伺っております。新施設建設を機に抜本的なごみ行政改革を推進されることを要望して、すべての質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、8番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は7番、弘中議員。

〔7番 弘中 正俊君 登壇〕

7番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願いたします。今、私は耳がちょっと故障しておりますので、御回答は早口の方はゆっくりと、そして、大きな声で願いたします。

申すまでもなく、幼児教育を含めて学校教育は国の将来の礎を築くものであり、確固とした信念と腰を据えた取り組みが必要であることは論を待たないものであります。現今、学校教育の中にあって大きくクローズアップされているものの一つが食育ということでありましょう。食育という概念は遠く明治36年に報知新聞の連載小説「食道楽」の中で作家であり編集長でもあった村井弦斎が「小児には徳育より知育よりも体育よりも食育が先。教育の根源は食育にあり」と喝破したことによるものであり、食育とは体と心を含めてはぐくむものであり、知・徳・体の概念をも包含したものであります。また、食育は生命、健康を維持することはもちろん、情緒的、文化的側面や人間関係、しつけなど社会的側面も含んでいるものであります。そして、子どもが食べることの意味を理解し、一人ひとりが自主的に食生活を営む力を育てることや、そのための食環境づくりを考えるべきものであります。

こうした食育を考える上で欠かせないのが学校給食の考え方でありましょう。周知のとおり、本市では9月4日の学校給食のセンター方式開始に向かって着々と準備が進められていますが、これを真の食育の場とするために考えてみなければならない点が多くあるのではないのでしょうか。このことについて、教育民生委員会で行政視察した南国市の学校給食に対する理念として、西森善郎教育長は「人間関係を豊かにする望ましい食習慣を形成することによって、多様な教育効果を上げることがねらった全市民的な取り組みである」と言及しておられます。

次に、指導面の充実として、食習慣、地域や生産者との交流、食材を選び感謝の心を育てる指導、郷土愛の気持ちを養う指導もぜひ行う必要があります。愛知県西尾市立寺津小学校では、隣接の中学校と連携して食を系統的に学ぶということを柱に小学校1年から4年、食の基本的な知識を学習する、小学校5年から中学校1年、日本型の食生活を再認識する。中学校2年から中学校3年、食品を選ぶ判断力を培うという目標を掲げて総合的な学習、家庭科の時間を勘案して実施しているという実例もあります。

こうした教育計画を本市ではどのように組もうと計画しておられるのでしょうか。また、

それらの指導の充実を図るために栄養教諭の導入も欠かせないものであらうと思われませんが、その予定はあるのでしょうか。

以上のように考えてみますと、本市の給食センター方式化の実現に当たっては、第一に学校現場の施設設備の充実が急務だと思います。給食配達後の受け入れが充実していなければなりません。保温、衛生面はもちろんのこと、これらを維持し、安全を保持する人的対策をどのように計画しておられるのでしょうか。それと同時に、ランチルームの設置によって食育という面から考えて教育的指導が十分に行われる必要性を痛感しておりますが、この点もどう考えておられますか、お尋ねいたしたいと思います。このような一連の諸施策が十分に機能したとき、初めて食育としての成果が上がるものと考えられます。

以上の諸事項について、市当局及び学校教育課としてどのような計画を立て実行に移そうとしておられるかお聞かせ願いたいと思います。

次に、水路政策についてお尋ねいたします。

市長は昨年4月に行政改革の一環として市の機構改革をされました。その中に農政関係の部署を統廃合されていますが、これは農業行政に強い関心を持たれ、意欲を持って臨まれようとしている証拠ではないのでしょうか。農村地域を縦横に走る用水路は農家にとっては大事な施設の一つであります。この用水路も今ではほとんどコンクリートで三面張りに整備されております。佐波川から取水している用水路は稲作の用水として使用する期間は大体6月初めから9月末ぐらいまでの約4カ月間で、残りの8カ月間は家庭の生活排水を含め雨水の排水をしております。したがって、用水路として使用している4カ月間は用水と排水の両方に、残りの1年の約3分の2は排水路として使用しているわけです。

また、このような地域は排水路としての施設はなく、用水路が排水路として機能しているのが実情です。しかし、三面張りに整備されてから年月の経過により施設が老朽化し、コンクリートが欠落したところが多く見受けられ、漏水が著しく、いつ崩壊しても不思議ではないような状況になっています。このような場所は家庭の生活排水が流入するような水路に多く見受けられるように思いますが、私の思い違いでしょうか。

また、一方では、防府市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を平成3年から施行し、その後防府市佐波川清流保全条例の平成13年からの施行に伴い、防府市合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱を改正し、防府市佐波川清流保全条例第2条で定める佐波川水系には他の地域より補助金額を上乗せして浄化槽設置を推進しておられます。

このようにして処理された水は、直接佐波川に排出されることなく、ほとんど用水路に排出され、その後、佐波川に流入しており、これも老朽化の要因ではなからうかと思われませんがいかがでしょうか。

市街化区域内ではかつては用水路であったが農地の減少によりその役目もなくなり、排水路として機能したものがありますが、これらの施設については市の方で補修工事をされておられるところもあります。

第三次総合計画によりますと、「市民の理解と協力により家庭雑排水の流入を極力抑えていくとともに 中略 用排水路の改良を通じた機能の維持に努めます」とあり、また別のページには「農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者不足 中略 生産基盤整備については農道や農業用排水路、ため池などの施設の改良整備を進めるとともに 以下略 」とあります。

現在、用水路を改良整備しようとするれば、単市改良補助金によるか、単県土地改良事業により整備するしか方法はなかろうかと思えます。単市改良では大規模な改良は難しいし、単県土地改良事業は採択が困難なように聞いておりますし、採択されたとしても受益者負担が必要になります。

しかし、農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く環境は大変厳しく、膨大な費用を負担するのは大変困難な状況にあります。万一、用水路が崩壊し、用水を流すことができなくなると農家も困りますし、付近在住の市民も生活用水を流すことができません。

また、佐波川清流保全条例の第9条で浄化槽の設置を、第10条で設置の促進と助成を定め、浄化槽設置を推進しておりますが、浄化槽から排出される水は佐波川に直接排出されるものはほとんどなく、一たん用水路に排水された後、佐波川に流入しているケースがほとんどと思われます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱では、排水先がすべて排水路だとの考えのように見受けられます。しかし、現状はさきにも述べましたように、用水路に排出された後、佐波川に流入するのがすべてと言ってもよいと思われます。

そこでお尋ねいたしますが、排水路として機能しております期間の方が長い住宅付近にある老朽化した用水路について、公共的な排水路として改修整備に市が新たに取り組んでいただくことはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、用水路に関して何ら対策が講じられていませんが、家庭排水を用水路に頼っている地域の老朽している用水路について、排水路として市が取り組むことはできないものかお尋ねいたします。

前向きな御回答を期待いたしまして、以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 7番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、水路政策についての御質問にお答えをいたします。

まず、水路政策における用水路の整備対策についてでございますが、用水路は農作物のための取水機能、雨水の処理機能、生活雑排水の処理機能等、大変重要な役割を担っております。議員御指摘のとおりでございます。

用水路の維持管理につきましては、農家人口の減少、高齢化、都市化の進行による農業集落機能の低下により、農業者による用水路の適正な管理が難しい状況になっていることは理解いたしております。

用水路の老朽化及び機能保持のため改修への要望は多く、市といたしましても対応に苦慮しておりますが、年間約80カ所の農業用施設の改修を単独市費土地改良事業で実施し、要望にこたえているところでございます。

しかしながら、単独市費土地改良事業は受益者負担を伴う事業でございます。地域の方々の理解と協力がなければ実施できません。御指摘の住宅地と農地の混在するところの水路改修につきましては、現段階では用水機能を有する限り受益者負担の伴う単独市費土地改良事業で対応いたしておりますので、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

次に、合併処理浄化槽の排水先に対する対策についてお答えいたします。

用水路を含む公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道認可区域外を対象に合併処理浄化槽の設置整備事業を実施しております。特に、佐波川水系につきましては、上乘せ補助によりまして設置促進を図っているところでございます。生活雑排水の未処理放流が排水先の水環境に多大な影響を与えないよう、引き続きし尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに、浄化機能が適正に保たれるよう環境保健所等の関係機関と連携しながら維持管理の徹底を図ることに努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） 過日の新聞によると、農林水産省が2007年度から導入する環境支払い制度の概要の一部が報道されておりました。それによると、「集落の一員として用水の維持管理に携わる住民には農家でなくても助成金を支払う方針」とあり、新たな助成としては「計画的に水路の泥さらいや周辺の草刈り・保守などの作業に携わる集落が対象」とありました。今、農林水産省も農業政策の一部を変えようと努力しておられます。直接関係はございませんけども、いずれにしても農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く環境は大変厳しく、膨大な費用の負担は大変困難な状態にあります。農家は本当に大変困っておりますし、付近在住の市民の方も負担が難しい状況にあります。

私はこういうときに、農業政策の農林水産省も見直しをしようとしておるときでございますので、住宅付近にある用水路について公共的な排水施設として改修整備に市が新たに取り組むことは本当にできないものかと、私はそのように考えたわけです。基準の見直しも含めて対応を考えてと、このように思いましたけども。壇上からも申しましたが、稲作の用水としての利用期間は本当に約4カ月間で、残りの期間は排水路として機能していることは壇上からの質問で御理解していただけたものと思います。

これ以上申し上げましても、御答弁のとおり財政難の折でもあり、ただいま御回答いただいた範囲を超えてのものは出ないのではないかと思いますので、今後の検討課題として要望しておきます。これをもって用水路の方の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 中学校給食に伴う食育の対策についての御質問にお答えいたします。

まず、食育が叫ばれる必要性とその考え方についてお答えいたします。

近年の社会の急激な変化に伴い、児童・生徒の欠食や孤食、あるいは偏食等が急増してきておることは御承知のとおりであります。そのような食生活の乱れは、栄養のバランスの崩れや成長への影響という身体的な面だけでなく、物事に対して我慢ができなかったり、他者とのコミュニケーションがうまくとれなかったりするなど、精神面の成長にも影響を及ぼすことも指摘されております。このことが近年、食育が重要視されるゆえんではないかととらえております。

食は命の源であり、食育は食に関する知識だけでなく規則正しい生活習慣、健康管理、人とのかかわり方や感謝の気持ちなど、健康で心豊かな生活を送るための基本をはぐくむ教育であると考えております。

ランチルームの利用は、食事を通して、社交性や好ましい人間関係の育成にも効果的であると言われておりますが、ランチルームの設置については学校の規模や施設設備等に多くの課題がありますので、当面設置は困難であると考えています。

次に、食育の指導とその教育計画についてお答えします。

小学校では、学校給食指導計画及び栄養指導計画に基づき、学級活動、生活科、家庭科、社会科、道徳、総合的な学習の時間、給食の時間等で指導がなされており、担任と学校栄養職員のチームティーチングによる授業も展開されております。

中学校では、技術・家庭科や保健体育科において食に関する指導がなされております。今後、中学校給食の開始を契機に発達段階に応じたより具体的で実践的な食育の指導を推

進してまいりたいと考えております。

来年度からの学校給食センターの設置に伴い、学校栄養職員の配置を県に要望しているところです。したがって、配置された学校栄養職員による市内各中学校での食育の指導も実施できるものと考えております。栄養教諭の配置につきましては、今後、関係機関に要望してまいりたいと考えております。

最後に、給食センター方式の実現に伴う中学校の受け入れ施設の充実にについてお答えします。

中学校給食の配送については、防府市学校給食センターで調理した給食や食器をクラスごとの食缶や食器かごに分け、これを給食用コンテナに入れて各中学校へ配送いたします。この給食用コンテナを収納する配膳室の要件として、「配送車が横づけできること」、「手洗い・換気設備があること」、「施錠ができること」、「スムーズに食缶を取り出せること」などが挙げられます。この要件をもとに配膳室の設置及び受け入れ体制について学校と協議しながら進めておるところです。

今年度は華陽中、華西中、佐波中、大道中、牟礼中の5校の配膳室を準備いたしましたので、平成18年度には国府中、桑山中、右田中を整備する予定にしております。

保温、衛生面並びに安全を保持する人的対策についてですが、給食の保温については、調理後すぐに保温性の高い真空二重食缶に入れて学校へ配送いたしますので、温かい物、冷たい物、それぞれ作りたてのおいしい給食が提供できるものと考えます。

配膳室における人的配置につきましては、給食コンテナの搬入から搬出までの間、管理員を配置し、衛生面や安全面の管理をする予定にしております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） 御回答ありがとうございました。今、教育長から食育が叫ばれる必要性、これについて小学校ではずっと給食がございましたので十分にそのことは周知されておることと思いますけれども、これから9月から給食が中学校で始まりますが、中学校においてどのようにこの食育の必要性がということがございましたけれども、今、御回答のことによりまして十分理解させていただきました。よろしく願いいたします。

2の食育の指導とその教育計画等につきまして、小学校についてはずっと今チームティーチングで栄養士の方と、それから教科の方、担任の先生、その方と一緒に食育の指導について行っておられると思いますけれども、中学校におきましては今お聞きいたしましたところ、栄養職員等と言っておられますけれども、栄養士は教育委員会所属の方2名というような話を聞いておりましたけれども、献立と栄養管理をなさると思うんですけれども、それは給食センターの方におられて、その方が中学校に来て担任、また教科の先生方とやは

りチームティーチングを組んで食育をなさるのが、そのところをお尋ねいたしたいと思
います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えいたします。

小学校はこれまでどおり、担当の学校の栄養面、あるいは給食についての指導をされま
すが、中学校につきましては、このセンターに配置される方、あるいは全体的な配置の関
係によっては小学校の栄養職員が中学校に出向いての指導も起こるかも知れません。で
すが、我々の願いは、やはり中学校の方に十分な指導ができるような栄養職員、できるこ
とならば栄養教諭を配置していただきたいなと思っています。

今、人事のさなかでございますが、どういうふうに動いているのかわかりませんが、
モデル的に栄養教諭が何名か県内に配置されるようでございますけれども、防府市にど
うなるかは定かじゃございませんが、できることならば栄養教諭がこのセンターに配置さ
れまして、この中学校全体、場合によっては小学校にもかかわっていけるような体制がで
き上がるといいがなと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） 今、栄養教諭のことを言われましたけども、やはり小学校では
チームティーチングという形にどうしてもなると思っています。栄養士ですから教員資格がな
いですから、どうしても教諭と組んでやらなければならないと。その点、栄養教諭につ
きましては、そのまま指導ができる、そういう観点でございますけども。今、栄養士さんは
管理栄養士さんでありましたら、資格をとられるのも安くないか、このように思
っております。栄養士さんよりも管理栄養士さんの方が安く資格がとっていただけるのでは
ないかと、このように思っております。実情はわかりませんが、そのように進めていた
だけたらと、このように思いますし、よろしく願いいたします。

それから、給食センター方式の実現に伴って中学校の受け入れ施設の充実についてなん
ですけども、先ほど人的面からお尋ねいたしたいと思っておりますけども。配膳室の安全管理は
どのようにしておられるか、先ほど御答弁いただいたとは思っておりますけども、お一人
つけて搬入から配膳まで管理をするというお答えでございました。

私、気になっておりますのは、検食と展示食の盛りつけはどなたがなさるんでしょうか、
お尋ねしたいと。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、ちょっと、後半、聞き取れなかったところがあるんでご
ざいですが。後半のところ。最後の部分がちょっと聞こえにくかったんでございますが。

議長（久保 玄爾君） 大きい声でゆっくりお願いします。

7番（弘中 正俊君） 耳が悪いですからね、余り自分の声もわからないのでございます。すみませんですけど。検食、いわゆる試食というんですかね。小学校では校長先生が検食、いわゆる毒見というんですか、しておられるんですけども。

それと、展示食、いわゆる食指導していく、また配膳するときに前もってトレーに配置がしてある、御飯はここである、副食はここであるというような配置をして、それを見て子どもが教室に行って盛りつけるというようなことになっていると思うんですけども。それは給食センターから配送して、検食する。やっぱり30分前でなければならぬのではないかと、このように思うんですが、その点はどのようにお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 展示食も非常に大事なことでございまして、やはり視覚を通して子どもたちがどういうものを食べる、あるいはどういうふうな栄養のものを食べる等々の理解を深めるためには大事でございますので、これについては今から十分検討していきますが、今、具体的にだれがこれをするかということまではちょっと煮詰まっておりますので、申しわけありません。

検食については、当然これは学校の長がとることになるかと思えます。だから、検食は校長さん、それから、展示食につきまして、これが今の管理人の方がされるのか、あるいは学校の担当者がなるのか、今ちょっとまだ私自身にその情報が来ておりませんので御回答できませんけれども、いずれにしても検食、命にかかわること、展示食、子どもたちの目に訴えながらの給食の正しい理解をするためには非常に大事なものでありますので、細心の注意を払って対応したいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） ありがとうございます。それから、物的面についてお尋ねいたしますけども、先ほども言われましたけども、まず取りに行くときには消毒して、手洗いして行きますと。それから、コンテナの中にはトレーも入って、食器も入って、主食、副食、食缶が入っていると、大変重たい。そして、両方からとれるだろうと思うんです。1メートル40センチあると思うんですけども、大変重たいと思えますけども、その搬入をして、多い学校ではコンテナが8個、中に入れなきゃならないと、そういうことがありますし、また、食缶、また食器を取り出すのに一方通行で行かなければならないと思うんです。だから、入り口があって、そしてそういう食缶、食器をとって、それから出口へ出て行くと。両方になりますと、ぶつかりで非常に難しいのではないかと、このように思い

ます。

それから、今までは牛乳がございましたので牛乳の保管庫があると思うんですけども、そういう物を入れる配膳室という、こういうことを考えますと、相当広いスペースの配膳室が必要ではないかと。やはり1教室ぐらいの広さのものが要るのではないかと、このように思いますけども、その点に関しまして、どのようにお考えかお尋ねいたしたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 配膳室の件でございますが、去年から、先ほど答弁もいたしましたように中学校5校について配膳室を設置いたしております。確かに、御指摘のように配膳室が狭いところもございます。これはもともと給湯室であったところを改造したところが多いということにもよるところでございます。配膳室の場所というものがどうしても車の横づけができるようなところというようなことで、いろいろ一番いいところを探してきたわけでございますけれども、中には確かに狭いところもあるわけでございます。

それに対しまして、今までさまざまな形で学校の方とも協議をいたしてまいりました。先ほど少し議員さんも触れられましたけれども、生徒の昼前の授業が終わった段階で一度に出てこられることもあろうと思いますが、一方通行にして、そこでとる人はとったら、後は違う方向にまた持って行ってもらうというような形で、混雑しないようにというふうに、いろいろ学校の方とも協議をいたしております。

いずれにいたしましても、やはり初めてのことでございますので、最初のうちは少しは混乱もあろうかと思いますが、小学校の時代からそういう給食の運搬については少しは生徒も経験も持っておろうかと思えますので、時間がたてばなれてくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） ほとんど聞こえませんでした。何もわかりませんでした。それは私の方が申しわけないとは思っておりますけれども。

5校はもう設置されたということでございますけれども、スペース的に見ますと、あれで本当にコンテナが8個入るのかということは、大変だなというふうな感じがするわけでございます。その5校をもう設置された、その経験から今度3校を18年度に設置されるということでございます。その悪いところ、またよいところをよく研究なされて、広いスペースの、本当に食指導ができるような配膳室を設置していただきたいと、このように

要望いたします。

それから、先ほどランチルームについて言われましたけども、私はある市では余裕の部屋、教室ですね。それを2つのクラスを1つにして、ランチルームに、1室に改室しておられるところもあります。そういうところは多目的ホールを兼用したり、交流ルームとしたり、そういうように兼ねて、そういうところを設置しておられるところもあります。やはり給食時間中に先生と、そして2クラスぐらいの生徒が交流して給食を食べるということは非常にいいのではないかと。

それから、食指導についても教科の場でするのはなかなか難しいと。だから、そういうランチルームを設置されておる学校においては、そこで5分間指導というようなこともして効果を上げておられるところもあるわけでございます。

この際ですから、配膳室を設置する、それに少し予算を足していただいて、2クラス分ぐらいの小規模なランチルームというのは設置できないだろうか、こういう考えをするわけですけども。どのようにお考えかお尋ねいたしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 本市でも牟礼南小学校の方にランチルームがあるわけなんで、そのよさというものは十分わかっておりますが、中学校に今から考える、あるいは小学校に考える場合に、やはり学校の規模なり、あるいは施設設備等々のことを総合的に考えていかないと、簡単に、一方では非常に意味があるからというわけですすぐ実行に移せないものがございます。

先ほど壇上からも申しましたけれども、このランチルームのよさは社交性、あるいは好ましい人間関係をはぐくむためには、今、議員御指摘のとおり非常に意味があるわけですが、ある部分学校の規模、あるいは施設設備等々いろんな課題を持ってありますので、今後の研究課題とさせていただきます、当面は難しいというのが現状でございます。ただ、研究はさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

市長へお礼と要望を申し上げます。市長は平成18年度施政方針の中で学校施設設備につきましては毎年1校改築を実現するため、新たに右田中学校屋内運動場の改築に向けて実施設計等を行うとうたっております。どうも大変ありがたく感謝申し上げます。その中に「人間性豊かで心身ともに健康な児童・生徒を育成するため、心の教育や教育相談体制の充実、また、生徒指導の強化、健康・安全教育や文化活動の推進、体力の向上、食育を中心とした生活習慣の改善を図ってまいります」と。また、次に「教育環境の改善・整備

として、特別支援教育や中学校給食・食育の充実」ということをうたっております。どうかこれからの食育、先ほども申し上げましたけれども、その施設等いろいろとよく考えて、これからの食指導ができる、食育ができる、そういうような体制にひとつ御尽力をお願いして、これを要望して、私の全質問を終わらせていただきます。どうも失礼いたしました。耳が聞こえないもので、どうもすみません。

議長（久保 玄爾君） 以上で、7番議員の質問を終わります。

ここで、10分間、50分まで休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時50分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） お疲れのところ、いましばらく御清聴願います。私は耳はいいけれども、ちょっと風邪を引いてのどが痛んでおりますから、恐れ入ります。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願います。

初めに、登下校における児童・生徒の安全対策について御当局の御所見をお伺いいたします。

学校は子どもたちが安心して学習や諸活動に取り組むことができる安全な場所でなければなりません。平成13年6月、社会を震撼させた大阪池田小学校の児童殺傷事件後も下校中の子どもが被害に遭遇する痛ましい事件が発生しております。平成17年11月22日には広島市で、同じく12月1日には栃木県で下校中の小学校1年生が誘拐、殺害される事件が相次いで発生したことを受け、学校・地域・関係機関・団体等が連携を密にした対策が講じられております。

こうした中、2月12日に滋賀県で園児2人が刺殺された事件は、送迎グループの母親が容疑者という、関係者にとりまして対応のしようのない、無力感をにじませた大きな衝撃を与えております。亡くなられたお子様の御冥福を心からお祈りいたします。

このような現状を踏まえ、警察署におかれましては登下校時のパトロールの強化や各地域自治会との連携強化が図られております。また、厚生労働省通達による老人クラブ活動における地域活動の見まもり活動や文部科学省通達による大学生、企業人を含む地域住民全体の防犯ボランティア活動への参加が呼びかけられています。

現在、市内における防犯ボランティア活動としては、9つの地域、団体がございます。

その活動内容は、登下校時のパトロール、夜間パトロールなどで、中心年代は50代から70代となっております。青少年育成連絡協議会、交通安全協会、交通指導員、防犯対策協議会などの方々です。日夜たゆまない活動をされておられます。

朝の登校時における安全対策については、通勤時間帯や保護者の見守りも行き届いておりますが、問題は低学年の下校時14時から15時の間における監視体制でございます。市内には17校の小学校があり、予測される監視ポイントが各校区にも約40から50カ所程度はあろうかと思えます。ボランティア組織の充実とはいえ、朝、昼、夜の3回の見まわり、そして、年齢構成が50代から70代という現実、まして、下校時における監視体制の確保に至っては就労時間中の方もおられるわけで不可能に近いものと言えます。

こうした状況下のもとで地域自治会への期待依存性が余りにも強い感がしてなりません。事件が起きれば学校や警察の対応などが指摘されています。なぜ、子どもを持つ保護者やPTAが中心となり安全対策を講じられようとされないのか。そこで、学校安全教育の強化に向けて警察、自治会、関係機関等と保護者、PTAの役割についてお尋ねいたします。

現在、警察、自治会、関係機関等は子どもの安全対策のためさまざまな取り組みをされています。警察と各自治会長とは、子どもに対する不審者発生情報を携帯電話メールで提供されています。市においては、新年度、早速、「子ども110番の家」の旗の全小学校配布、「みまわり隊支援事業」としてジャンパーの支給、「動くこども110番事業」が進められようとしております。

一方、保護者、PTAについては、昨年の12月事件後、文部科学省通達により登下校時における幼児、児童・生徒の安全確保について、例えば、交代で数カ月に1回、通学路に立てば済むように個々の人の負担を少なくする配慮も必要であるとか、山口県PTA連合会が緊急アピールと題して、「子どもたちの安全は、学校だけでなくPTAや地域全体で確保するという自覚に立ち、積極的に行動しなければならない」と表明されております。まさに我が子は自分たちで守るという概念に立ち、その段階において地域の方々の協力を得ることが真の姿であろうかと思えます。御当局の御所見をお伺いいたします。

こうした現状を踏まえ、このたび山口県教育委員会は県内すべての公立小・中学校が独自に作成している危機管理マニュアルについて、さらに実効性を高めて児童・生徒の安全を守るための指針をまとめ、私立校を含め全校に配布されました。この危機管理マニュアルをもとに保護者、PTAが地域自治会や各種団体などと連携を密にした（仮称）学校安全推進協議会などを立ち上げ、地域ぐるみの安全管理体制の充実を図る必要があるかと存じます。

こうした家庭・学校・地域が一体となった安全教育推進モデル校に向けた教育現場での

取り組みなどへの呼びかけ、考え方はないのか、御当局の御所見をお伺いします。

次に、安全で安心なまちづくり条例についてお尋ねいたします。

前段の学校安全対策でも触れましたが、近年、子どもや高齢者をねらう犯罪が多発しており、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、市、市民、事業所等による総合的な取り組みを条例で定め、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、既に県内9つの自治体が安全・安心まちづくり条例を制定いたしております。

山口県においても、この2月、定例県議会に「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を上程、4月1日から施行されようとしております。この取り組みの方向性として、「防犯に関する連携体制の確立、防犯意識の啓発、防犯ボランティア等の促進、子どもを犯罪から守る、住宅侵入、道路等まちづくりにおける犯罪行為の防止など」となっております。犯罪防止の上からも緊急性の高いもので、我が市における条例制定に向けての取り組みについてどのように考え、いつごろ制定されるのか、また、条例制定に当たっては市民・事業所・警察署・学校・その他関係行政機関等が連携を密にするため、窓口組織の一本化が必要かと思えます。庁内各課との連携などを含め、どのようにお考えなのか、御当局の御所見をお伺いいたし、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは安全で安心なまちづくり条例についての御質問にお答えいたします。

近年、街頭犯罪や侵入盗、あるいは無防備な子どもを対象とした犯罪など、日常生活が営まれる場所での犯罪が増加傾向にあります。特に、子どもが被害者となる悲惨な事件が全国的に多く発生していることで、その安全対策の強化が強く求められておりますことは議員御指摘のとおりでございます。

本市といたしましても、市民生活の安全と安心の確保は最重要課題としてとらえており、これまでも全小・中学生への防犯ブザーの支給、佐波地下道の監視カメラ設置、子ども緊急通報装置の設置、また、クリーンセンターの公用車の無線を利用したクリーンセーフティ活動など、折々に可能な限り取り組んできたところでございますが、新年度におきましても、子どもの安全対策をさらに充実し、推進するための予算を計上しているところでございます。その中には、お話のございました市内で自主的に活動する見回り団体の結成促進を図り、活動に必要な用品を支給する「みまわり隊支援事業」、市の公用車にステッカーを張り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを啓発し、職員が非常時にも対応できるようにする「動くこども110番事業」、これまで各地区で用意されていたのぼり旗を市

が購入し、必要な地区に配布し、活動を支援する「子ども110番の家支援事業」、携帯電話、インターネットのメールを利用して緊急情報、安心・安全情報の一斉配信を行う「地域安心安全情報システム導入事業」等、子どもの安全対策を推進するためのさまざまな事業を予定しております。また、防府地区防犯対策協議会には防犯連絡所指導員の増員を要望するとともに、これに対する財政支援に努めているところでございます。

御質問の1点目の条例制定に向けての取り組みについてでございますが、議員の御質問の中にもございましたが、県の防犯に関する条例がこの2月議会に上程され、可決されれば4月1日から施行されると聞いております。市といたしましても、この県条例と整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために早速、条例制定に向けて準備を進めてまいりたいと存じます。

御質問の2点目の窓口、組織の一本化についてでございますが、昨年4月、生活環境課の交通安全推進室を「市民安全室」と改称して生活安全係を新設し、市の窓口を明確にするとともに消費生活係を市民安全室に移して関連業務の一体的な対応を図っているところでございます。

行政内における防犯の取り組みは全庁にまたがるものでございますので、市民安全室をその取りまとめの窓口として各所管との連絡及び調整に努めているところでございますが、今後さらに迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、警察署及び防府地区防犯対策協議会等の関係団体との連携につきましても一層の強化に努め、防犯活動の充実を図ってまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） このたび新規事業として、児童・生徒の安全対策としての見まわり隊へのジャンパー支給、110番の家の旗の全小学校配布が含まれておりますが、その内訳をまずお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 教育委員会の方で予算を現在上程いたしておりますが、3種類ほどございまして、子ども110番の家ののぼり、それとジャンパーと、それからステッカーでございます。

まず、子ども110番の家ののぼりの配布につきましては、防府市の青少年市民会議の地区の組織であります各青少年の育成地区会議を通じまして配布をいたそうかと思っております。箇所ですが、528カ所、これに対しての2枚分ということで予定をいたしております。それに付随するものとしまして旗ざおを同時に予算で上げております。この箇所

数につきましては、現在、警察の方で登録してある設置数をとりあえず上程はいたしたところでございます。1カ所で2枚といたしますのは、それぞれ消耗品的な物でございますので、取りかえ用という形で上程をいたしております。

それから、ジャンパーにつきましては、それぞれ800枚、夏用のベストもまた別でございますが、これも同じく800枚を予定いたしております。この枚数でございますが、一応これは学校を通じて配布をいたそうかというふうに思っております、各学校がまず基本的に20枚と、それから、あと児童数によってそれぞれ枚数を振り分けた結果で800枚でございます。

それから、「動くこども110番」と言いまして、公用車でございますが、市の公用車に張りつけるステッカーでございます。大きさといまして21センチ掛ける30センチという大きさの物を予定いたしておりますが、公用車が150台ありますので掛ける2枚という予算で現在計上をいたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 非常にいいことですが、そうしたことは早くやっぱり市民に知らしめられるべきと思うんです。一方では、2月上旬に警察署と各地域連合自治会長との協議の中で、既に見まわり隊のジャンパーをもう発注された地区があるわけですね。私のところ、佐波地区ですけど、1世帯40円の助成をすることも決めておりましたけど、こういう話が出ましたから急遽ストップしたわけです。

だから、こういうすばらしい事業ですから、新年度予算でしようから4月早々に発注されても納品は5月ぐらいになろうと思うんです。やっぱり自治会長あたりにも、どちらの方も、110番もジャンパーも、こういう格好で新年度やりますよという通知をやられたかどうか、どうなんですか。その辺ちょっと聞きたい。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれの自治会に対する連絡についてどうであったのかということでございますが、教育委員会といましてはさまざまなそういった活動につきまして、各学校を通じまして地区のいろいろな活動、情勢、あるいはその対応をしておるところでございます。その中からそれぞれの自治会等について動きというものが入ってきます。そのあたりでちょっと手順的なおくれもあるのかなというものもありますし、また当然、予算の審議等を経なければできないという面もありまして、大変申しわけないんですけども、できるだけ早く、4月下旬には、あるいは配布できるようにこちらも対応してまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 私が言うとまた苦言を呈するようになりますけど、今、市長の答弁で市民安全室、窓口一本化というので昨年4月に設置されたということですね。やはりこのたびの、今申しました旗とかジャンパーは諸費と学校教育費ですかね、その中で組んでおられる。こういうのはやっぱり市民安全室で組めばいいじゃないですか。財務部長、どうかいね、あんだ。全体的なこと、わかっちゃうんかいね。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 費目的な問題がございまして、それぞれの課の方から予算要求が出てまいりましたので、そのような形にいたしておりますが、この運用につきましては先ほども市長が答弁申し上げましたように市民安全室が窓口となりまして、これはいわゆる青少年育成、それから学校教育、防犯等々いろいろ絡んでまいりますので、そのように運用してまいりたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 条例の制定も含めてですけど、昨年から窓口ができておるんですから、条例についてはもう既に光と周南が4月1日から条例制定するんですよ。だから、一方では国民安全条例を見切り発車的なものだろうけどやられると。やっぱり施策として真剣に取り組むべきと私は思うんです。それで、今、おっしゃったけど費目の問題と関係ないじゃないですか。もう市民安全室で予算を組んだらいいじゃないですか。

まあ、それはいいです。あと執行面で言われたように、だから、市民安全室で1つに、一本化せんと、ふくそうして、どこでどうなっているかわからないと思うんですよ。今、教育次長が言われたけど、やはり真剣に各自治会で取り組んでおるから、学校を通じてとかじゃなしに、やはり自治会長にこういうことはまず初めに言うべきと思うんですよ。それ、学校にも言われてもええですよ。その辺をひとつ要望しておきます。終わります。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、学校安全教育の強化における警察、自治会、関係諸機関等と保護者、PTAの役割についてお答えいたします。

近年の不審者による児童・生徒の被害の多発を受け、児童・生徒の安全確保は全国的な課題となっております。特に、昨年末の広島市や栃木県における児童の痛ましい事件以来、本市におきましても自治会や青少年育成連絡協議会、老人クラブ等の地域の方々による登下校時の見まもり活動組織の立ち上げが進められ、教育委員会といたしましては心より感謝を申し上げている次第でございます。

議員御指摘のように、児童・生徒の安全確保には保護者やPTAによる活動を地域や関係機関等が支援していくという姿が本来の姿であろうと考えます。しかしながら、社会の急激な変化の中で共働き家庭の増加や勤務日や勤務時間の多様化等の要因により児童・生徒の登下校時間帯に保護者が見まもり活動をするのは難しい現状もございます。

教育委員会といたしましては、開かれた学校づくりを推進する中で保護者、教職員、地域の連携や地域活動の拠点としての学校の機能を強化することで、それぞれの地域活動の活性化に貢献してまいりたいと考えております。

次に、県教育委員会が示した危機管理マニュアルにおける学校安全委員会等の開催、充実強化についての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、平成18年2月13日付で山口県教育委員会から「危機管理マニュアルの実効性を高めるために」という冊子が配布されており、防府市教育委員会では各学校の危機管理マニュアルの見直しと改善にこの冊子を活用するよう全小中学校に依頼したところです。

この冊子の中では、地域ぐるみの学校安全体制整備の重要性が指摘されておりますが、本市におきましては平成14年度に佐波小学校が文部科学省から「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」の指定を受け、「みんなでつくろう安心の郷(まち)“佐波”～地域の子どもは地域ぐるみで守ろう～」をテーマとして、佐波地域の各関係機関、団体等と連携し、充実した活動を展開して多大な成果を上げ、高い評価を得ているところです。

本年1月16日時点での調査では、5つの小学校区で保護者と地域が連携したスクールガード組織による登下校時の見まもり活動を実施しており、6つの小学校区では組織の立ち上げが進められております。残りの小学校区におきましても、立ち上げを目指した活動が予定されております。

このようなスクールガード組織の活動やその立ち上げ過程において、学校、PTAと地域の関係各団体等との協議会等が開催されております。また、平成17年11月から警察官OBの方と見まもり活動実践者の方の、2名のスクールガードリーダーによる学校訪問を開始しております。

防府市教育委員会では、市内各小中学校の安全確保上の課題の把握や指導・助言、組織立ち上げのための支援を行い、今後とも学校安全対策の充実に努めたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 子どもを持つ保護者の基本論を私は申しておるわけですし、壇上で申しましたけど、文部科学省の考え方に多少なり矛盾を感じております。と申しますのは、大学生・企業人を含む地域住民全体の防犯ボランティア活動への参加と、こう呼

びかけしとるわけです。子を持つ保護者も地域住民の一人であるわけですから、当然それにボランティア活動として参加するべきと考えております。それで、当然大学生・企業人も児童・生徒の下校時間帯には学校や勤務時間中ですので、そうしたことから、ただいま回答いただきましたように、当然休みになって、公休か何かとらんと参加できんわけですから。やはりその辺は、今、回答がありましたように、学校行事にできるだけ参加しやすい社会や職場の環境づくりを今後認めていくべきだと思っております。

特に、近年学校行事の準備や地区行事へのお父さん方の参加が見られません。私の地区でも毎年行っております樽みこしにもほとんどのお父さんを見かけておりません。やはりこうしたことから地域づくり、地域教育再生の観点からもPTA、保護者への参加の呼びかけを今後とも積極的に呼びかけていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいま議員さんの御提案、本当にありがたく、また私自身も同感でございます。教育委員会としましては、今後、保護者の方々が学校あるいは地域の行事に参加できやすいようにするために、関係の方々をお願いをしまいたいと考えますし、また、保護者御自身には学校を通しまして、あるいはいろんな会合等を通して、我々の方からじかに、地域づくりのために学校の行事あるいは地域の行事に積極的に参加いただきますようお願いを続けたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 次に、家庭・学校・地域が一体となった安全教育のモデル校という解釈ですけど、今おっしゃいました、あくまで自分たちの子どもは自分たちで守ると、そういう保護者、PTAの自覚的な活動を意味するものでございますから、今後ともそういう実践校ができたならそれをどんどん研究発表されていかれるべきだろうと思っております。これは要望しておきます。

最後に、2月19日の朝日新聞に、以前幼児の殺害事件が起きた市で登下校の見まもり活動を続けるのに負担を感じた保護者から「いつまで続けるのか」との声が出ましたと。そこで、防犯活動をされる方が、「では、いつまであなたたちはごはんをつくり続けますか」と、そういう返しをしたと、そういう記事が載っております。ぜひお父さん、お母さん方、頑張ってくださいということをお願いして、終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、22番、大村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3時20分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年3月7日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 山 本 久 江

防府市議会議員 重 川 恭 年